

第 38 回 宍粟市議会定例会会議録（第 2 号）

招集年月日 平成 22 年 12 月 7 日（火曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 議 12 月 7 日 午前 9 時 30 分 宣告（第 2 日）

議事日程

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（20 名）

出席議員（20 名）

1 番 岸 本 義 明 議員	2 番 寄 川 靖 宏 議員
3 番 高 山 政 信 議員	4 番 秋 田 裕 三 議員
5 番 西 本 諭 議員	6 番 岡 崎 久 和 議員
7 番 東 豊 俊 議員	8 番 福 嶋 齊 議員
9 番 大 倉 澄 子 議員	10 番 實 友 勉 議員
11 番 大 上 正 司 議員	12 番 木 藤 幹 雄 議員
13 番 山 下 由 美 議員	14 番 岡 前 治 生 議員
15 番 山 根 昇 議員	16 番 藤 原 正 憲 議員
17 番 伊 藤 一 郎 議員	18 番 岩 路 昭 美 議員
19 番 小 林 健 志 議員	20 番 岡 田 初 雄 議員

欠席議員 なし

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局 長 畑 中 正 之 君 書	記 穀 谷 米 男 君
書 記 長 尾 紀 子 君 書	記 原 田 涉 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 路 勝 君	副 市 長	岩 崎 良 樹 君
教 育 長	小 倉 庸 永 君	会 計 管 理 者	釜 田 道 夫 君
一宮市民局長	西 山 大 作 君	波賀市民局長	山 本 久 男 君
千種市民局長	山 本 繁 君	企 画 部 長	伊 藤 次 郎 君
企 画 部 次 長	岡 崎 悦 也 君	総 務 部 長	清 水 弘 和 君
市民生活部長	大 谷 司 郎 君	健 康 福 祉 部 長	秋 武 賢 是 君
産 業 部 長	平 野 安 雄 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	上 田 学 君
土 木 部 長	神 名 博 信 君	水 道 部 長	米 山 芳 博 君
教育委員会教育部長	福 元 晶 三 君	総 合 病 院 事 務 部 長	広 本 栄 三 君
消防本部消防長	野 崎 信 君		

(午前 9時30分 開議)

○議長（岡田初雄君） 皆さん、おはようございます。

例年の冬の寒さが戻ってきたようでございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、報告をいたします。

報告、地方自治法第121条の規定に基づき、今期定例会一般質問の期間中に、説明員としてお手元に配付しております議長あて通知書写しのとおり出席通知がありましたので、報告いたします。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（岡田初雄君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

19番、小林健志議員。

○19番（小林健志君） おはようございます。

議長の許しを得ましたので、通告に基づき代表質問をさせていただきます。市民クラブ政友会を代表しての質問でございます。

まず初めに、安心・信頼・良質の医療についてでございます。

全国の公立病院では、医師不足で運営が困難になっています。2004年からの新臨床研修制度の導入によって、さらに深刻になってきたといわれています。平成22年4月1日付で宍粟総合病院の院長もかわられました。新たなかじ取りで運営に当たられると期待をしております。総合病院での医師不足をどう解消されようとしているのかお伺いをいたします。

院長のあいさつの中に、医師確保と経営改善に取り組み、地域の皆様と一緒に医師が疲弊せずに治療に専念できる環境を整えたい、患者様が望んでいることは何か、住民に親しまれる病院にしたいとのことでございます。今日では、特に救急医療の対応については、行き先の病院が決まらないことがあるようです。どうされていますか。お伺いをいたします。

特に、急病、またけが人、そのときは不安で仕方がありません。特に土日は不安で仕方がありませんとの声が市民から耳にいたします。元気な方は、土日はどこに遊びに行こうかと楽しみですが、患者さんたちは本当に土日は不安でございます。当番医があるものの科が違くと断られることが大いにあります。市民がいつ病気に

なろうとも総合病院があるから大丈夫と安心し、信頼のおける病院であってほしいと願っています。市長のこれらに対してのお考えをお伺いをいたします。

平成21年度の決算を見てみますと、決算審査の後で非常に申しわけございませんが、話の説明として必要でありますので少し触れさせていただきます。病院事業収益31億7,314万円。平成20年度との比較、2,313万6,000円増収となっております。病院事業費用は35億537万9,000円。平成20年度より0.3%、金額で1,061万8,000円の増加となっております。平成20年度より増収しているものの、赤字経営には変わりはありません。総合病院は大変らしい、大丈夫かなという市民からよく聞く声でございます。また、宍粟市には開業医が非常に他の市と比べますと多うございます。中でも、医師が毎日阪神地区姫路方面より通勤され開業されている医師もでございます。また、その医師は総合病院で勤務されたこともあるようです。私は、開業医がよいとか悪いとかということではありません。開業医がこの宍粟市でやっていける、経営ができるということは、市の核である総合病院がもっと努力をする必要があるのではないかと思います。これらのことにつきましても、市長のお考えをお伺いするところでございます。

他市の病院のお話をさせていただきます。丹後中央病院です。

医師不足も解消され、優秀な医療人、指導体制も整いました。当病院は周辺の医療人確保に困難な状況にある病院、診療所、各福祉特別施設に多くの人材を送り出し、総合連携を強く進めているそうです。また、医療費につきましても、銀行とタイアップし、病院に負担のかからないように人件費も削減し、患者様の待ち時間も少なくするための方法として考えられているそうです。宍粟総合病院も市民から信頼され、健全な透明性のある病院運営をされるよう望みます。

次に、簡易水道料金、下水道使用料の見直しについてお伺いをいたします。

産業建設常任委員会に所属をしておりますながら、質問をさせていただくことをお許しいただきたいと思っております。

委員会に付託され、継続審査となっております料金、使用料、合併前は各地域性、特殊性を持って各自の運営に努力され設定されていた料金があったと思います。合併後5年を目途に調整するとの合意事項であったとはいえ、同一料金、同一サービスで一番高いといわれている山崎町の料金に近いものにするのはどうかと考えます。月25立米、料金倍率1.05～1.64倍の格差があるものの、1.64の山崎町の料金は県下でも高いほうではありませんか。料金見直し説明を各地域市民に十二分にしておられるのかお伺いをいたします。これまでの簡易水道料金の設定説明や新し

く工事をされた償還金も含め、詳しく説明が必要なのではないでしょうか。できれば、この場で説明を詳しくお願いをいたします。

次に、まちおこしについて質問をさせていただきます。

平成23年11月12日と13日に姫路にてB-1グランプリが開催されます。今年の大会に津山市より出場されまして上位入賞されました。マスコミ等によりますと、その後、津山市には20万人近くの観光客が訪れたと聞いております。食のまちおこしを通じて、地域を元気にしようという志を持ち、一定の活動実績がある団体であることが入会の資格であると聞いております。また、営利を目的として入会はできない。特別企業、飲食店など、津山市からの出場ではホルモンうどんでございます。来年姫路市の大会に宍粟市より出場される団体はおられますか。そして、出られる出場者があるならば、市から援助をして出場していただくのが本意じゃないかと私は思います。

全国でもグルメブームになっております。まちおこしにも食で対応するのがよいのではないのでしょうか。例えば、高速道路が開通すれば、国道沿いにある飲食店などは閉めなければならないことがよく起こっております。これは、皆さんも御承知のとおりでございます。その方法は、高速を通り、どこへ行かれるのか、必ず目的があるからでございます。ドライブをされて往復で高速だけで帰る方はおりません。目的があつてのことだと思えます。

姫取線が開通すれば、宍粟市に立ち寄る方も少ないのではないかと心配されております。これは、宍粟市に目的を持った観光客がいないから心配するわけでございます。市長は今、宍粟市の一番観光客が目的とするものは何だと思われませんか。人によりそれぞれ違うと思いますが、代表的なものがあるはずで、そういった目的をつくるためにもB-1グランプリに出場するべきだと考えます。市長はどのように思われますか。

これで1回目の質問を終わらせていただきます。明解な回答をよろしくお願ひいたします。

○議長（岡田初雄君） 小林健志議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） おはようございます。引き続き御苦勞さまでございます。

それでは、小林議員の質問にお答えをいたします。

医師不足についてどう解消をしようとしているのかという御質問でございますが、議員御案内のとおり全国的な医師不足により、医師の確保というのは非常に難しい、

厳しい状況でございます。特に、地域医療を担う地方の病院における医師不足は深刻な状況が続いております。

市における医師確保についての取り組みでございますが、私はもちろん、院長、事務部長等、神戸大学や大阪医科大学、あるいは兵庫医科大学等、病院長、あるいは理事長、それぞれの診療科の教授に直接出会い、常勤医師、あるいは非常勤医師の派遣とあわせて医師の増員について、常日ごろから要請をいたしているところであります。

次に、大学病院より研修医を派遣していただく体制づくりを行っているところでございますが、神戸大学、大阪医科大学、兵庫医科大学より臨床研修病院協力病院という指定を受けております。若い研修医が魅力を感じる研修ができるように、へき地拠点病院の指定を受けるとともに、専門医が取得できる体制づくりを進めているところであります。平成23年度は、兵庫医科大学より、2年目になるわけですが、医師を1名、2カ月間の期間で受け入れをいたしますが、1年を通して複数人の研修受け入れをすべく現在調整をいたしているところであります。

また、新任医師の魅力ある初期研修の場として、基幹型臨床研修病院の認定申請をしておいたわけですが、残念ながら今年度は認定になりませんでした。課題を整理する中で、平成23年度認定に向け、引き続き努力をいたしているところであります。

次に、その他の取り組みといたしまして、病院のホームページやインターネットによる医師募集の広報、あるいは民間の医師紹介業者への依頼、あるいは医療雑誌等による広報、また宍粟市出身、あるいは関係者の医師情報の収集、縁故・知人等を通じてのさまざまな手段を用いているところでもございます。

また、国県に対しては、自治体病院開設者協議会というのがございますが、これを通じまして、医師の地域偏在、あるいは診療科目偏在の解消に向けた、医師の適正配置の仕組みづくりを早急に構築するよう要請をいたしているところでございます。

次に、救急医療の対応についてでございますが、御案内のとおり総合病院は急性期病院・救急告示病院であり、入院患者・救急患者に対して365日、24時間体制で対応する必要がございます。また、外来患者につきましても1日450名から470名程度の受診者がございます。これらの業務に対応するため、常勤医師19名のほかに、非常勤医師29名を確保しておりますが、それでも先ほどおっしゃいましたように、土曜日、あるいは祭日、日曜、夜間の救急について、原則1名の配置

がやっというところがございます。すべての救急患者を受け入れる体制がとれないというのが今の現状でございます。現在、総合病院で対応できない救急患者につきましては、消防署等との連携を図りながら、姫路市や赤穂市等、近隣の病院に搬送をいたしているところでもあります。

医師確保をするためには、医師に選んでいただける病院にすることが重要な課題であるというふうに考えております。病院の質の向上等、医師が魅力を感じる病院づくりに取り組むため、市民参画による病院運営協議会やあるいは病院ボランティア設置、財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価認定の更新、こういったことにも積極的に取り組んでいるところがございます。御理解、また御協力をお願いをいたしたいと思っております。

次に、簡易水道、下水道料金の関係でございますが、これにつきましては、既に提案説明の中でも申し上げたところでございますが、水道事業につきましては、安全な水の安定供給、また、下水道事業においては、市民の衛生的で快適な暮らしと水質保全など市民生活に欠かせないもので、行政が責任を持って行う事業でございます。負担の公平性の観点から、将来的には市内同一料金・使用料にて運営することが望ましいというふうに考えております。

このような中、簡易水道料金及び下水道料は、旧町の整備状況、あるいは地域状況などによって、各町の料金、使用料が設定されてきたわけでありまして。格差も非常に大きいことから、合併後5年を目途に調整をするということが決定をいたしておいたわけでありまして。

今回の見直しは、多くの市民の方に影響を与える内容であることから、公共料金審議会に諮問をし、簡易水道会計や下水道会計の経営状況、市の財政状況などや受益者負担の公平性等、さまざまな角度から議論をいただき、答申を受け、その内容を尊重した形で提案をいたしているところでもあります。このことにより、合併未調整項目の解消、受益者負担の格差是正と適正運営が行える財源確保を目的とした見直しということでございます。

この間、料金見直しの内容について、住民への周知は広報誌10月号、市内8中学校区別行政懇談会及び旧町ごとの自治会長会などで説明を行ってきたところでもあります。説明会では、限られた時間ではございましたが、人件費、あるいは管理運営費、元利起債償還金などの費用の内訳を旧町ごとに作成をして、説明をしてきたところでもあります。今後とも水道事業のあり方について積極的にお知らせをするとともに、経営努力に努めるなど、安心・安全な水道水の安定供給に努めてまいりたい

いというふうに考えているところでもあります。

次に、B-1グランプリの関係でございますが、姫路市で行われるB級グルメ全国大会、B-1グランプリへの出店をするには、その食の地域的歴史、普及状況など厳格な資格審査があるようでございます。すぐの出店ということは不可能なようでございます。出場するためには、B級御当地グルメでまちおこしをしようと活動している団体が全国に数多くありますが、その団体・グループが手を組み、お互いの活動を盛り上げていこうという趣旨で結成されております「一般社団法人B級御当地グルメでまちおこし団体連絡協議会」という協議会がございますが、ここへ加盟をいたしまして、地元食の魅力をたくさんの人に知ってもらうということが必要でございます。

このB-1グランプリ出場へのサテライト（前段階）でございますが、まず、審査資料の提出を行います。次に、この審査資料提出の段階で御当地グルメの決定が必要ということのようでございます。次に、理事会によりまして入会の審査が行われると、これは年に2回の審査が行われるようであります。そして、その後に理事会による承認。それから、その次に入会手続を行い準会員ということで入会をしていくというのが、入会までの流れということになるようでございます。次に、正会員本部加盟会員ということで、昇格になるまでにまた手続がございます。昇格ということは、B-1グランプリ出場資格獲得ということになるわけですが、これにもいろんな順番がございまして、支部からの昇進推薦というものがあるようでございます。2年間以上の日常的活動実績、こうしたことが必要となっておりまして。その次に、理事会による昇格審査、これも年に2回あるようでございます。その次に、理事会による昇格承認、こういったことでその次に正会員に昇格をすると。そこで初めてB-1グランプリ出店資格獲得が取れるということになっておるわけでございます。

こういったことで、一定の日常的な活動実績が必要になってくるわけでもあります。隠れた地元食を掘り起こすことも今後、市のPRに繋がるものと考えます。また、もしこういったものがなければ、これから作り出すことで新たな特産品等の動きに繋がり、地域の活性化が図られるものと思います。そのためには、こうした人材の育成というものも必要ではないかというふうに思っているところでもあります。

宍粟市の特産物の開発という観点からも、地元の食材を使った食品を市民が楽しく食するという動きは大切であるというふうに考えておりますし、その中から未来のB-1グランプリが全国へその名をとどろかせたり、宍粟市の特産物と言えるも

のが生まれてくることを大いに期待をするところでもございますし、こうした取り組みについてもいろいろと検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 19番、小林健志議員。

○19番（小林健志君） まず初めに、総合病院の関係から再質問させていただきます。

これまでに同僚議員が質問した答弁と全く同じような答弁になっております。医師不足は大学に頼まなければ仕方がないんだというふうに言われます。それはそのとおりだと思うんですが、医師不足がすべての原因じゃないんじゃないかなと私は思います。先ほども、この1回目の質問の中で触れましたように、非常に宍粟市には開業医が多いですね。他市と比べますと非常に多いです。その開業医が大変忙しいといいますかね、患者様が多いです。そういうことから、総合病院がいわゆるものすごく、どない言うんか、運営ができているところには開業医が少ない。そして、総合病院のほうに核になる病院が、何かこうどう言うんですか、赤字経営とか運営が思わしくないというところには、いわゆる開業医が多い。それは何でかなというふうな疑問を持っておるんですが、総合病院におられた医師がここならやれるというふうな感覚じゃないかなと思うんですね。総合病院がしっかりしておれば、ここで開業しても当然無理だというふうな考えをお持ちの先生方が多いそうです。そういうことを含めて、やはりその辺にちょっと宍粟市には誤差があるんじゃないかなと、そのことを一番に考えました。その辺のことももう一度お考えをお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、宍粟市には開業医が多いと。公立病院がしっかりしていないから、ここでもやれるということで開業医が増えているということについては私は調査はしたことはございませんが、そういった直接の因果関係が果たしてあるのかなというふうには思います。かつて、公立病院というのは、非常にお医者さんにとってあるいは看護師さんにとってもですが、非常に激務であったということも一つの大きな要因ではないのかなというふうに思います。そういう意味で、地域医療というものを守っていくためには、地域に住んでおる市民も一緒になって盛り上げていく。せっきくの公立病院がありながら、よそのいいことばかり言って公立病院のいいところは言わないというようなことであったり、そういうことでなしに、せっきくの地域の病院だから盛り上げていこう、自分たちの病院なんだと。こうい

う意識も大きな要因ではないかなというふうに思っております。そういう意味で、今、運営協議会等でいろんなことをお知らせをしたり、意見を取り入れたりしながら、病院経営に反映をしていこうと、こんな体制をとっておりますので、また、御協力をいただきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 総合病院事務部長、広本栄三君。

○総合病院事務部長（広本栄三君） 失礼します。総合病院の先生方の状況だけちょっと御報告をさせていただきたいと思います。

総合病院の先生方も非常に、先ほども市長のほうから報告していただきましたが、外来患者も1日450から470、500ぐらいある日もあるわけなんです。産科の先生でしたら、朝から受け付けられて、昼食もとれずに5時前ぐらいまで1日ずっと外来もされています。また、内科の先生も本来は昼までで往診は終わりたいんですが、やはり3時か4時ぐらいまで診ていただいたり、また、透析患者も100人近くおられますので、土曜日の日もやはり開けてもらわないと透析患者の対応ができないと。そういう部分で先生方も非常に大変な目に遭っていただいております。やはり、基本的に地域で地域のお医者さんに診ていただいて、そして、急性期の病院でございますので、やはり、病院としては入院患者の連携を図って、入院患者を増やしていくと、そういうような取り組みも求められるわけなんです。やはり外来患者に対応しながら、入院患者も対応せんとあかんという状況になっておりますので、非常に内部で見えておりますと、やはり両方とも地域の皆さん方の地域医療に対応しようとするれば、やはり医師を何とか確保しなければ、現状としては対応できないんじゃないかと、そういうように考えております。

また、経営面でもDPCの病院に平成21年7月からなっております。7対1看護、患者さん7人に対して1人の看護師をつけるとか、看護補助員さんを雇用するとか、できるだけそういうような良質の病院になるように、また、看護師さん等の負担も減らす、そういうような病院としての努力も続けてやっていきたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 19番、小林健志議員。

○19番（小林健志君） 先ほど、市長のほうの答弁もよくわかりました。私も宍粟総合病院があるから市民が安心して暮らせるというのがもう1番じゃないかと思えます。また、事務長のほうからの説明もよくわかります。開業医で診察していただいて、総合病院行けよ、行ったらきちっと検査もやってくれるから大丈夫だという

ふうな、そういうシステムですね、とにかく市民が総合病院を信頼して、安心して暮らせるような病院にしていきたい。総合病院があるから宍粟は大丈夫なんだというふうな病院にしていきたいなど、このように思います。

続きまして、水道のほうに移らせていただきます。

先ほども、私は常任委員会におりまして、説明を詳しく受けておるわけですが、市民の方に、先ほども質問の中で申しましたように、千種町、波賀町、一宮町、山崎町、その基本料金なり水道料金が違うわけです。それが何でこういうふうになっているんだと。原価が幾らになると、これはこのお金がやっぱり足りないから一般財源からこれだけ出しているんだと。そういうことも詳しく説明を市民にする必要があるんじゃないかなと。今回は、こういう工事もしたから、そして運営もできないからどうしてもこうしてほしいという、そういう詳しい説明が市民にはちょっと行き渡っていないんじゃないかなと、このように思います。そういう説明がもしこの場でできるようでしたら、わかりやすく簡単をお願いしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 具体的な詳しい数字は、担当のほうから申し上げたいと思います。基本的な考え方は、この値上げ、現実的には値上げになるんですが、決して値上げということではないわけでありまして。例えば、簡易水道だけ見ましても、今、工事をやっておりますのが、これから償還が加わってきます。借金を返すお金が増えてまいります。これは当然、受益者負担になるわけでありまして。そのざっとですが、細かい数字は違っているかもわかりませんが、山崎町については、これから償還をすべて入れてまいりますと、基本料がそうした償還に係る費用とすれば、山崎町でざっとですが現在の1.03倍ぐらいになります。それから、一宮町は今のところ改修とかが何年か先に出てまいります、今のところ改修はございません。だから、償還金がだんだん減っていますから0.78ぐらいになるんだろうと思います。

それから、波賀町もああして早く水道ができておりますので、今いろんな改修の工事がございます。これらの償還を入れますと2.7倍ぐらいの償還が必要となってまいります。

それから、千種につきましては、これは非常に新しいわけですが、その償還がほとんどがこれから入ってまいります。これまでそれらがきちっと計算というよりも地域事情でもって抑えられておったわけですが、千種で4.1倍ぐらいの償還額が増えてまいります。

そういったことを考えますと、個別料金ではどうかという御質問も前にあったわ

けですが、そうしますと、山崎と一宮は1.03と0.78ですから、若干安くなるのと、あまり変わらない。波賀、千種については、ぐーんと高くなって、今提案を申し上げている金額より、ものすごく大きい金額になるだろうと。しかし、それはお互いに当然各町によって波が出てまいります、それでは合併してこっちが高い、こっちが安い、そしてまた何年か先にはこっちが高くなったり安くなったり、そういうことでなしに、ある程度平等にしながら、負担も平等にしていこうと。そして、料金を安定をさせていこうというのが本来の目的であります。

そういう中で、例えちょっと高過ぎるから一般財源を入れるとしても、ある一定の基礎だけはきちっとしておかないと、安いところに高くお金を入れるようなことになってしまえば、これは不公平でありますから、そういう公正的な面から考えても今回提案をいたしておると、そういうことでございます。詳しいことは担当のほうから申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 水道部長、米山芳博君。

○水道部長（米山芳博君） 簡易水道事業の今現状を言いますと、それぞれ整備年度は昭和56年から数多くの施設が整備をされております。それで、最近では千種町の簡易水道が平成16年から平成20年にかけて施工され、事業費といたしましても46億8,000万円をかけて工事をされております。今、実施中のところでありますけれど、波賀簡易水道、平成20年から平成22年度にかけて、今事業費9億6,000万円かけて今事業をしているところであります。それぞれ料金の格差が、今市長も言いましたように1.05倍から1.64倍と大きくなっているのが、それぞれ事業に伴いまして差がついているところであります。

下水道におきましても、早い年度で昭和63年度から短期間に集中工事をいたしまして整備を行っております。それで、各地域事業が違いまして格差が1.1倍から1.4倍となっている状況であります。今後もどの施設もほぼ同時期に整備が集中している状況でありますので、更新時期にはまた多額の整備費用が発生すると思えます。

収支状況を見ますと、簡易水道では一般会計の繰入金で平成20年度では約4,000万円、平成21年度には約4,400万円、平成23年度には約9,000万円の赤字補てんとなっております。下水道事業におきましても、一般会計からの繰入金は平成20年度8億1,800万円、平成21年度には8億600万円、平成23年度以降は年平均で約6億7,000万円となっております。このように一般会計からの繰入金がそれぞれ増額する予定であります。

それで、供給単価につきましては、簡易水道の水をつくる費用は395円であります。それに対しまして、水を販売した額は177円であります。これだけ差がある状況であります。また、下水道におきましても、処理する費用は616円となっております。それで下水道使用料として支払った額は134円で、これも約4倍ほどの差になっております。

それで、今回の必要最小限の見直しでありますけれど、この改定につきましては、合併後財政計画を立案して適正な料金を算定の上、5年を目途に調整するという事になっております。それを受けましての今回の改正であります。将来的には、順次改正などを行いますし、必要である充足率の格差は望ましくありませんので、公平性の観点から市内同一料金として運営することにより同一サービス、同一負担とすることが望ましいと考えております。

それで、もう一つは、国からの交付金対策ということで、交付金が受けられる条件、水道であれば供給単価190円以上を確保するという事と、下水道では、使用料単価150円以上を確保するという事と、この交付金を十分活用することで一般会計からの負担を減らして、住民負担を少しでも軽減できるよう必要最低限の改正を今回行うものであります。将来的には、市内同一料金を検討しておりますので、今回の見直しは、まず第1段階の事と考えておりますので、ひとつ御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 19番、小林健志議員。

○19番（小林健志君） どうもありがとうございました。

水道、下水道につきましては、説明本当にありがとうございました。

それでは、最後のB-1グランプリについてお伺いをいたします。

先ほど、市長がお話されましたことは、大体インターネットで出ておることばかりでございます。この正会員にならないと出場ができないというのは、インターネットのほうでもわかりましたんで、姫路には間に合わないなとというのは理解しております。ただ、私が言いたいのは、この兵庫県で国体がありましたよね。随分先の話をするんですが、そのときに私議員になりまして、初めて質問をさせていただきました。一宮町、波賀町につきましては、銃剣術、そしてカヌーですか、大会がございました。この山崎町でなかったんですよね。これが8年前から国体があるというのはわかつたんです。それなのに、山崎は何にも大会が行われなかった。そのときに、行政の職員の皆さん方に、あんたらちょっと横着なんと違うんかなと。何でこの国体に出えへんのやと。今でも後悔しております。一宮のスポニックに行

きますとね、自由剣術の国体競技場の記念碑というのが建っておりますよね。それがね、恐らく一生残ると思うんです。そういう行政側の斡旋というか、そういうことをこのグランプリにも、私はちょっと行政が動いていただきたいなというのが本来のねらいです。

今回出られなくても、これほどまちおこし、そして特産物、そういうことに何回も何回も産業建設委員会でももんでおります。視察にも行っております。この食というのが、どない言うんか、今グルメブームで何かおいしいものがあるぞということになりましたら、もう本当にどこへでも行って食べようじゃないかというふうな、そういう時代になっておりますんで、是非、いわゆる市のほうが呼びかけて、これだけの支援をするから何とか出てくれへんかなというような声もかける必要があるんじゃないかこのように思って、この質問をさせていただきました。

市長、再度、御回答のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 国体の効用については先ほど申されたわけですが、国体を通じて全国の人々との交流というものができたという、そしてまた、現在もそういったことが続いている地域もございます。そういうことで、そうしたことへの取り組みというのは非常に大事なものがあるのではないかなと思っております。

この食ということを通じても非常に大事なことでありますし、テレビでもそうした、どこどこの食というようなことで、毎日ぐらいやっております。そういうことで、こうしたことにも市としても取り組みをしなければというふうに思っておるわけですが、ただ、市がそうしたことにやってください、やってくださいということについては、私はいかななものかなと。それぞれの皆さんが何とかやってみようということになることが必要ではないかと。

そのために、じゃあ、行政は何をやるのかということですが、それには来年度予算に県との連携をしながら、何とか特産品の開発講座というようなものも考えてみたい。そして、その中にいろんな人が参加をしていただいて、そして、その中からそうした特色のあるものを皆さんが考えていただく。そしてまた、それに対しては市としても支援策を講じていこうと、こういうシステム的なことは私は大事ではないかなとこう思っておりますので、また、いろいろ御相談をしながら、そうしたシステムもつくっていききたいというふうに思っております。

○議長（岡田初雄君） 以上で、19番、小林健志議員の一般質問を終わります。

続いて、13番、山下由美議員。

○ 1 3 番（山下由美君） 1 3 番の山下です。共産党宍粟市会議員団を代表して、質問を行います。

まず最初に、し尿処理不正問題の疑惑をはっきりとさせるべきではないのかということ、次の 4 点についての疑惑をはっきりさせるべきではないかということ、行いたいと思います。

まず 1 番目が、公金横領。

2 番目が、盗難し尿券の売買。

3 番目が、委託業者の不正。

4 番目が、必要文書の廃棄。

これらをはっきりさせるべきではないかということ、質問を行います。

「不正なし尿券が出回っている」という市民の声を聞き、議員の当局への質問が始まったのが平成 2 0 年の 3 月議会からです。しかし、市長をはじめ当局のこの問題に対しての捉え方には緊迫感がなく、他人事のような答弁であったので、私たち日本共産党議員団は放置できない問題として捉え、山崎町・安富町衛生施設一部事務組合時代からの決算書を取り寄せて、平成 9 年度以降について、その決算書を分析した結果、平成 1 5 年度から平成 1 7 年度の 3 カ年が通常ベースより異常な数値を示しているということが判明いたしました。この 3 カ年で合計で約 1, 6 0 0 万円もの公金が収入不足となっております。その後、私たち日本共産党議員団独自に調査を進め、質問を行ってまいりました。また、先日 1 0 月 3 0 日には、し尿処理問題検討委員会からの調査報告書も提出されております。しかし、数多くの疑惑が残されたままとなっております。疑惑をはっきりとさせるべきであります。

まず 1 番目に、公金横領について質問いたします。

日本共産党議員団は北川容疑者の裁判の傍聴を行ってまいりました。その裁判で、平成 1 7 年 7 月、8 月、9 月の 3 カ月間にわたって、し尿券の代金がたばこ店に領収書があるにもかかわらず市に納入されておらず、そのことに誰も気がついていなかったということが明らかになっております。職員を管理監督する責任はどうなっていたのか。

続きまして、盗難し尿券の売買について質問を行います。

現在、姫路市の職員であります山崎町・安富町衛生施設一部事務組合時代の元職員が、盗難し尿券を職員より受け取って売りに行ったと市の事情聴取で証言しております。また、し尿処理問題検討委員会の調査報告書の中の当時の福祉部次長の事情聴取で、A たばこ店に Y 氏が 2 0 0 枚売りに来て 3 万円で買った。2 回目は断っ

たと聞いたと証言があります。どちらも犯罪行為ではないのか。警察に告発はしているのか。

続いて、3番目に、委託業者の不正について質問をいたします。

日本共産党議員団は、詐欺容疑で告発されました業者が嫌疑不十分という理由で不起訴処分になったことに対し、昨年12月議会の一般質問において証拠を提示して、水増し請求によります詐欺行為が明らかであることを示しました。その後、共産党議員団の独自調査により新たな証拠書類を入手、この証拠書類に基づいてし尿処理問題特命チームが実際に便槽からふん尿を抜き取り、そこに水を入れて幾らの量のふん尿が入るかを測定すると340リットルしか容量がありませんでした。証拠書類によりますと、4年間で21回くみ取りを行っておりますが、常に340リットルを上回る量のふん尿を収集したことになっております。平均で552リットルのふん尿を収集したことになっております。このことにより詐欺行為は明らかとなっております。この新たな証拠を添付して検察審査会に対して不起訴不当の決議を求める申し立てを今行っておりますが、申し立て書類や添付書類はどのようなものを提出しているのか、公表していただきたいと思っております。いかがでしょうか。

続きまして、4番目に必要文書の廃棄について質問を行います。

し尿処理問題検討委員会の調査報告書にも証拠を故意に隠滅した疑いがあると述べられておりますが、実際にどんな文書があるはずなのか。また、何が廃棄されているのかお答えください。

続きまして、2番目の質問として、し尿処理不正問題における損害について質問をさせていただきます。

し尿処理不正問題における損害額は確定したのか。また、それを収入できるのか。今後どうするのか。

以上で、1回目の質問を終わりたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 山下由美議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 山下議員の質問にお答えをいたします。

まず、公金横領被疑事件に関しましては、職員を監督する責任について、御質問があったわけでありましたが、公金が適正に歳入されていないとして、被疑者不詳で告訴し、現在係争中であることは御案内のとおりでございます。監督責任につきましては、係員・課員の監督はそれぞれ管理監督職が担っているわけでありまして、最終的には、裁判の結果により判断をしなければなりません。組織内で横領が行

われたことが明らかになれば、管理監督責任は今まで以上に重いものになるというふうに考えております。

次に、不正流通について、告発を行ったかとの御質問であります。結論から申し上げますと告発は行っておりません。し尿処理問題の全体を捉えて、平成20年9月5日に宍粟警察に「捜査依頼書」が提出をされております。調査する中では、販売を持ちかけたり、販売を行ったという証言はあるものの、その入手先にこの犯罪性を特定することができない、こういうことの中で告発には至らなかったところでございます。

なお、これに関連するわけではありますが、水増し請求行為については、今、議員の話の中にもございましたが、いろいろ御協力をいただいて検察審査会に申し立てを行っているところであります。起訴相当となることによって、こうした不正流通についても新たな事実が判明するであろうという期待をしているところでもございます。

次に、検察審査会への申し立てに添付した書類はどのようなものがあるかということでございますが、これは議員想像をしていただいたら、そうした書類を添付はいたしております。ただ、今そうした申し立てをしている最中でございますので、ちょっと明らかにすることはどうかなというふうに思っております。

次に、文書の廃棄に関する質問でございますが、この件に関しましては、し尿処理問題検討委員会の指摘で明らかになったものであり、現在、現存する書類の確認作業を指示をいたしておりますが、一部事務組合及び合併直後の特に平成17年度の宍粟市においては、適切な文書管理が行われておらない、保存されるべき納付書などの会計関係書類を紛失しているという状況でございます。

なお、このことに関しまして、そうした反省から保存書類のリストを担当課と総務課で共有をしながら、適正な管理ということに努めているところであります。

次に、し尿処理不正問題における損害額と今後の対応についての御質問ですが、損害額の確定に関する考え方につきましては、先の議員協議会でも申し上げておりますが、し尿券販売収入とくみ取り業者から提出のあったし尿券の不足額を基本に考えており、その請求についても調査委員会からの報告書をもとに、法的根拠等を検討する中で請求する準備をいたしているところであります。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） まず最初に、公金横領の質問について再質問をさせていた

だきたいと思います。

平成17年の7月、8月、9月の3カ月間にわたってのし尿券の代金が、たばこ屋に領収書があるにもかかわらず、市に納入されていないということになっているんですけども、その7月、8月、9月の納入されていない、納入されなければならない金額は248万6,600円でいいのでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 企画部次長、岡崎悦也君。

○企画部次長（岡崎悦也君） 失礼をいたします。特命チームの元リーダーという立場でお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど議員御指摘の横領金額の248万6,600円という御質問ですが、起訴されております起訴相当額についてのことかなというふうにも理解をするわけですが、基礎相当額については、350万円余りというふうに認識をしております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 起訴相当額は350万円余りで、あとこの金額、私が出しましたのは、このし尿処理問題検討委員会の捜査報告書からなんですけど、それでいいのでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 企画部次長、岡崎悦也君。

○企画部次長（岡崎悦也君） もしよろしければ、その報告書のどの部分のことかをお教えいただきたいなというふうに思いますが。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） ちょっと待ってくださいね、報告書の中から抜き取って、きっちり書いてきているんでしばらく待ってください。

○議長（岡田初雄君） ここで暫時休憩をいたします。

午前11時34分休憩

午前11時34分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） そしたら、この調査報告書の5ページに、この横領の金額が350万600円載っているんですけど、その中の7月、8月、9月で計算しているんですけども、違うのでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 企画部次長、岡崎悦也君。

○企画部次長（岡崎悦也君） 申しわけございません。その7月、8月、9月の部分

の今集計はしておりませんので、申しわけございませんが、その金額が幾らであるかということは少しお答えできないところでございます。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） でも、ここに書いてあるんだからそれでいいわけですね。

○議長（岡田初雄君） 企画部次長、岡崎悦也君。

○企画部次長（岡崎悦也君） 7月、8月、9月の横領された可能性のある金額ということですので、記載の7月、8月、9月分の合計額というふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） それと、同じページ、また他のページで私が調べましたところで、その月以外の平成15年、16年、17年度のそれぞれの金額なんですけれども、平成15年度に69万6,500円、それから平成16年度に83万5,800円、それと平成17年度が380万900円、これだけが領収されるはずなのにされていない金額で、トータルが533万3,200円になるんです。そのうち、公金横領起訴分が、先ほど言われましたように350万600円ですので、いまだに不明な金額が183万2,600円あるんですけれども、それでいいでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 企画部次長、岡崎悦也君。

○企画部次長（岡崎悦也君） 御指摘の横領された金額と適正に収入されていないであろうと思われる各平成15年、16年度の金額、議員御指摘でございますが、特命チームとしても一定の推測のもとに分析しております。しかしながら、先ほどの金額が横領されたという金額であるというふうには断定はできないというふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） しかしながら、それだけの金額が不明になっているということやと思うんですけれども、それで、先ほど言いました平成17年の7月、8月、9月のこの3カ月にわたって、先ほど言いましたところでは、250万円ものお金がこの3カ月間納入されていないんです。それなのになぜ誰も気づかなかったのか、本当に不思議だなと思うんですけれども、どうしてなのでしょう。

○議長（岡田初雄君） 企画部次長、岡崎悦也君。

○企画部次長（岡崎悦也君） 我々も調査をする中で、そういった7月、8月が多く公金が歳入されていないと。もちろん当時の担当課長、係長にもそういったことの確認もいたしました。なぜ収入がされていなかったのかという御指摘だろうと思いますが、やはり、それにはその公金を管理する、チェックをする体制が十分でな

かったことが、こうしたことが起きた原因であろうというふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 先ほどし尿処理の特命チームの岡崎さんに答えてもらったんですけども、この平成17年度中にたばこ屋の領収書と市への納入額が合わないものというのが380万円もあるんです。それで、そのときの福祉部の部長が、現在の副市長なんですけれども、この平成17年度中に380万円もお金が市に入っていないんですが、一体どういう状況であったんでしょうか。また、どう考えておられるのか、また、どう責任をとっていきたいと思っておられるのか、お答えください。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 御指摘のとおり私、平成17年、18年、福祉部長の席におりました。御指摘のとおり、横領された金額がそのような金額であるということも認識しております。その原因につきましては、過去にもいろいろ御批判を受けました。つまるところは、やはり、その決裁の中でチェックをする機能が働いていなかったことが原因であろうと。また、私の立場としても、そういった部の職員の職務管理が徹底をしていなかったということで、十分反省をいたしております。

なお、その責任につきましては、いろんな調査委員会の中でも御指摘をいただいておりますように、補てんを考えていきたいと思っておりますし、また、管理責任についても市長の命に従いたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 続いて、盗難し尿券の売買について質問をしたいと思うんですが、今、その公金横領での不明金額が、先ほど言いましたように、平成15年と16年と17年度で533万円というふうになっているんです。それで、平成15年、16年、17年度で、あと約1,600万円が収入不足というふうになっておりますので、盗難し尿券を売買したことによって、今現在まだ不明金が1,000万円ほどあるんですけども、それらを手にした職員などが存在すると考えられるんですけども、どのようにお考えですか。

○議長（岡田初雄君） 企画部次長、岡崎悦也君。

○企画部次長（岡崎悦也君） 御指摘のとおり、この1,600万円という損金の部分につきましては、私どもの特命チーム、あるいは今般市民の皆さんからいただきました調査報告書の中でも不正流通の部分については、全容の解明には至りませんでした。その1,600万円の不足額を構成している要素につきましては、御指摘の

横領の可能性の部分、そしてまた、不正に持ち出されたし尿券の可能性が高いというふうに、この大きく2点のことが今般の1,600万円というあるべき公金が収入されなかった額の要因であろうというふうには考えております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） それで、具体的に一つ一つ考えてみたら、本当に私は大変なことだと思うんです。それで告訴していないのが本当に不思議だと思うんですが、まず、「Aたばこ店にY氏が200枚売りに来て3万円で買った」、こんなふうに証言しとってのわけなんです。それでこの場合、本来なら、たばこ屋さんは200枚売りましたら、11円の利益で2,200円の利益となるわけなんですけれども、200枚を買って売ったら。でも、このたばこ店の場合は、200枚を売りましたら1万2,000円の利益を得られているということになるわけで、そしてまた、この職員は3万円丸々丸もうけというわけになるわけです。このような事実をどのように捉えておられますか。

○議長（岡田初雄君） 企画部次長、岡崎悦也君。

○企画部次長（岡崎悦也君） 御指摘の部分が、そもそも今般の不正流通を疑ったまづ最初の事実であり、また、そういったことに関しまして、関係職員の事情聴取の中からも明らかになったわけでございますが、先ほど御指摘の、冒頭市長が御説明を申し上げました、販売に行ったという証言があり、仮にそれが事実としても、その入手先に犯罪性が特定できない、すなわち、例えば職員が売りに行った券自体を犯罪行為によって持ち、その本人が得たものであれば、犯罪性を特定をして告発ということも可能だったわけですが、その部分が解明できず、そこの部分について犯罪性が特定できない。もうこのことに関しましては、私が平成20年に調査委員会の指名職になって以来、警察ともそういった事情聴取などの記録もすべて警察のほうに提出をしながら、何とか告発ができないかというようなことも協議してまいりましたが、その部分が犯罪性を特定できないというようなことから、告発に至らなかったというところであります。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 先ほどから、入手先に犯罪性を見つけ出せないというふうなことを強調して言われているようなんですけども、それはどういうことですか。

○議長（岡田初雄君） 企画部次長、岡崎悦也君。

○企画部次長（岡崎悦也君） 例えば、その元職員は旧券し尿券を持っているという事実は認めておるわけですが、仮にそれが自分が購入していたものであるとか、あ

るいは誰かからもらったものであるとか、その行為自体は、し尿券を誰かからもらうというような行為は犯罪には繋がりません。すなわち、その職員がそのし尿券を得た行為の起因が犯罪に結びつかないというふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） なぜ結びつかないのかというところを聞いているんですけども、その職員が誰かからもらったというふうに証言しておられたと思うんですが、そのところで、なぜ結びつかないと、そのところを強く言われるのか、お答えください。

○議長（岡田初雄君） 企画部次長、岡崎悦也君。

○企画部次長（岡崎悦也君） 私が申しあげましたのは、その部分で元職員が入手した経路について、その元職員が仮に浄苑から持ち出したというふうなことの証言があれば、その部分自体で犯罪性があるというふうに認められるわけですが、その部分について、その元職員が旧し尿券を得た経路、経路といたしますか、について、いわばその行為自体が犯罪に当たらないというふうに理解をしております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 私も12月の議会でも申しあげましたように、死人に口なしで終わらすことは絶対にできないと思います。もっと詳しくその辺のところを調べるべきだと思います。

ちょっとお尋ねしたいんですけども、有限会社山崎クリーンに旧し尿券を売りに行った職員の証言が、最初の証言とちょっと違っているなど思うんです。といたしますのが、平成20年のし尿券調査委員会の事情聴取による証言では、平成16年の春に売りに行ったというふうに証言しているんですけども、山崎クリーンの証言では、平成17年の4月というふうになっていて1年の違いがあるんですが、どちらが正しいのでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） その職員から事情聴取、私と特命チームの岡崎で行ったと記憶しております。私の記憶の中では、そのときの本人の証言といたしますか、陳述では平成16年の春だと言ったように記憶をいたしております。また、山崎クリーンがおっしゃっていますのは平成17年春だったということも記憶をいたしております。ところでございます。その差異については不確かでございます。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） その差については不確かでありますというふうに平気で答

えられるのがよくわからないんですけれども、その平成16年の春と、それから平成17年の4月、ここに1年の差があって、それで、平成16年の春ならば旧し尿券を持っていたとしてもそんなに大きな不思議、不思議と言ったら不思議ですけども、ないかもしれませんが、平成17年の4月となりましたら、旧券は出回ってはおりましたけれども、しかしながら、宍粟市のコピー券ももう既に出ていますので、こちらを売りに来るといのは明らかにおかしいことになるんです。それもありますし、あと、これらを告訴したときの時効の問題もありますし、どちらなのかはっきりしていただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 御案内のとおり、旧し尿券も有効だという合併の調整で決定をいたしておりましたので、平成17年度に旧し尿券を使用したとしても、それは問題がないことだったというふうに記憶をいたしております。こういうこともつぶさに警察署とも協議をしまして、今、岡崎次長が言いましたように、なかなか法と証拠の点で告発に至らなかったというところでございます。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） この職員の時効はいつになるんでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 犯罪の確立の罪名と申しますか、犯罪の件もございませけれども、私は7年だというふうに承知をいたしております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） その7年間ということは、そしたら、平成24年の4月、あと1年4カ月ということになるんですか。それとも最初の証言によりますと、平成22年の4月に時効ということになりますけれども、どういうことになるんでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 7年というのは、いま少し不確かな私の記憶でございますので、その辺がはっきりわかりませんが、申し上げましたように、この件につきましては、警察署におきましても捜査をいただいておりますし、なかなか立件が難しいという状況も承知をいたしているところでございます。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） そこで、最初の証言と後の証言が1年間食い違っているということは、その時効にも非常にかかってくると思いますし、それと、あと最初の

証言によりますと、あと時効まで4カ月しかありませんし、それからまたあとの証言によりますと、あと1年4カ月しかありません。こんな重大な犯罪を起こしていると考えられている職員に対してこんなことでいいのかどうか、本当に不思議に思うんですけれども、どのように考えておられるのか、おっしゃってください。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 申しあげましたように、その該当職員についての捜査につきましては、警察におかれても捜査をいただいておりますし、それぞれ内部の調査チームも聞き取りもいたしました。なお、今般、報告に出しております市民によります検討委員会の調査も行われております。なおかつ、申しあげましたように法と証拠の点で立件が難しいというところでございます。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） いずれにしても、このような重大な犯罪行為を起こしていることがはっきりとしているのに、告訴ができないというのはおかしいと思います。私は、本当に最初のころからおかしいなと思ってきたんですけれども、こういった市民の委員会が一生懸命調べなければならなかったり、また、共産党議員団が独自に地域を回って、し尿くみ取り券を回収したり、いろいろとお願いしたりしなければ物事がはっきりしないようなことが今まで続いてきたので、この問題ももう少ししっかり調べれば告訴できる問題であると思うんですが、どのようにお考えですか。

○議長（岡田初雄君） 企画部次長、岡崎悦也君。

○企画部次長（岡崎悦也君） 不正流通にかかわります告訴、告発の件でございますが、何回も申しあげておりますが、非常に難しい状況であろうなというふうには感じておりますが、新たな事実、そういったものを今般このし尿券の調査、特別委員会の中からも不正流通については新たな事実がなかったというような御報告もあるわけですが、そういった情報、具体的な情報がやはり我々も乏しいし、もちろんそういったものを調査をしないということを前提に申しあげているわけではございません。御指摘のようにそういったものができるならば、私どもとしては告訴、告発は是非ともするべきというふうには考えておりますので、また、そういった情報がございましたら、いただきたいなというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 続きまして、委託業者の不正についての再質問を行います。

今度の申し立てについては、日本共産党議員団が独自に調査した資料が使われているわけですが、私たち日本共産党議員団はこの証拠書類のほかにも証拠を幾

らか入手しております。しかしながら、その証拠の持ち主の方が何かあったときに、市が守ってくれないのじゃないかと、だからもう公表せんとってくれとかいうような声もかなりあって、なかなか大変な中、今回この方が本当に勇気を持って資料を提供してくれたったわけなんです。この方は、不正をしながら何の罪にも問われていない委託業者というものを、やっぱり許せないということで自分の家の便槽まで調べさせてくださった方です。私は、この方の本当に不正をしながら何の罪にも問われないのはおかしいんじゃないかというような、こういった気持ちを本当にもっと強く受けとめておいてもらいたいと、そしてこの人の生活はしっかりと守ってもらいたいと、まずそのように思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 企画部次長、岡崎悦也君。

○企画部次長（岡崎悦也君） 議員に御紹介をいただきまして、私が直接そういう対応をさせていただいております。御協力を得ている中で資料の請求、どんな書類を出したかというような冒頭の御質問もあったわけですが、検察審査会に確認をいたしますと、まだ審査中で、次がいつ審査が行われるというようなことも教えていただけないというようなところまでしか、現段階私のほうからはお答えすることはできませんが、それから、もう1点、そういった協力者に対する行政の対応、私自身、やはり誠意を持って真摯に対応させていただきたいというふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 真摯に対応してもらいたいということなんで、お願いいたします。そしてまた、本当に真摯に対応する意味では、出しておられる申し立て書類とか添付書類を提示して、このようなものを出しておりますというふうに、この方にもですし、宍粟市民にも公表するべきじゃないかなと私は思うんですけれども、公表できないわけではないと思うんですがどうですか。

○議長（岡田初雄君） 企画部次長、岡崎悦也君。

○企画部次長（岡崎悦也君） やはり、協力をいただいた方のプライバシー、そういったこともございますので、私自身は今の段階でそういった、多分お答えはお名前まで出す必要はないよという御指摘かなというふうに思いますが、検察審査会自体の提出書類については、そういったものを今審議中の段階で市民の皆様にも広くお知らせすることは適切でないというふうに判断をしております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） ちょっと質問の方向が変わるんですけれども、今回のこの委託業者の不正について、市長をはじめ役場の皆さんもいろいろ市民から声を聞いて

ておられると思います。私もいろいろと聞いてくるんですけども、やはり、市民としたら市の委託業者であったということで、信頼してくみ取りをしてもらっていたということで、本当に大変な仕事をしてくれとってやということで、くみ取りが終わった後にはビールやジュース、それからまた、たばこやお金を余分に渡すという方が多かったというふうに聞いております。それだけ信頼してくみ取りをしてもらっていたわけです。このだまされた市民の気持ちが市長、わかりますか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 気持ちは私も同じでございます。そういったことから、これは何とかしなければということで、審査会への不服申し立てを行ってきたところがあります。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） そして今、その市民がどのようにしてもらいたいかというのはおわかりですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今思っていること、私の想像で申し上げるのはいかながかなとは思いますが、やっぱりきちっと弁償してほしいとか、あるいはきちっと処罰をしてほしいとか、いろいろ思われているのかなというふうには思います。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 私は、皆さんから聞いてきたんですけども、やはり、不正を行った業者はまずはっきりと罪に問われてもらいたいということ。それから、市がまだ全然その各自に謝るということをしておられないので、市の委託業者が行ったということで、市が行っていると同等に見なされているわけですね。だから、しっかりと謝るということ。それから、皆さん、ほとんどの方が水増し請求されておりますので、非常に生活に苦しい中、水増し請求されておられますので、それらの損害を賠償することなわけなんです。そこで、検討委員会の提言の中に相談窓口の設置というふうにあるんですけども、是非これを早くつくって、先ほど言ったことを実現してもらいたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 御案内のとおり、検討委員会がそういう提言を受けておりますので、その方向で準備をいたしたいというように考えております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 続いて、必要文書の廃棄についての再質問をいたします。

まず、これ本当になかったらおかしいもののまず一つとして、平成15年、16年、17年のたばこ店でし尿代金を受け取ったときの領収書の控えつづり、この3年間で全く不明になっているわけなんです。だから、これを本当に領収された、この金額が領収されているかどうかを調べるには、たばこ屋さんから領収書を借りてこなければならぬというような事態が起こって、そして、借りてきて今の公金横領が判明してきてるわけですけども、一体これがなぜないのか。調査されていると思うんですが、お答えください。

○議長（岡田初雄君） 企画部次長、岡崎悦也君。

○企画部次長（岡崎悦也君） 我々のチームの中でもそのことに関しては非常に重要な問題と捉えておりますので、関係職員の事情聴取などもさせていただいたところですが、そのなぜないか、なぜ紛失をしたのかという部分についての推測の部分といえますか、そういう職員の恐らく、平成18年度に県庁舎から山崎市民局の衛生課に行った段階で幾つかの書類を紛失しているというような証言があったというふうに記憶しております。その廃棄といえますか、書類がないという原因については、私どもの調査ではそういった関係職員の証言でそういったところまでしかつかめていないというのが実態でございます。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） それに関連しまして、民生生活常任委員会で調査しているときに、平成17年度のし尿くみ取りの日報が丸々1冊見当たらなかったんです。しばらくしましたら、地域包括支援センター、これは要援護高齢者の支援をするセンターなんですけれども、県庁舎の4階に当時あったんですけども、そここのところの要援護高齢者のファイルが並ぶ中に一つぽつんとあったわけなんですけれども、そこから見つかったと。私、実際にどんなところに保管してあったのか、県庁舎4階に見に行きましたら、全くそれらに関係する書類、し尿に関係する書類は全くなくて、要援護高齢者の書類の中にぽそっとここに入っていたということだったんですが、本当にこの公文書がきっちり保管されているのかなというふうに、そこでも疑問に思いましたし、これはどういうことだったのでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 私も確認をいたしておりますけど、年度、今何年度とおっしゃいましたか。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 平成17年度です。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 御案内のとおり、平成18年の6月ぐらいからいろいろ最初の調査をいたしました。私が福祉部長でございましたので、私に調査をするように上司から命令もございましたし、調整もございました。その中で調査をいたしておりました。当時、衛生課は山崎市民局にございました。私の事務所が県のもとの県庁舎にございましたので、県庁舎の会議室でいろいろ書類を整えながら調査をした記憶がございます。そういった記憶の中で、調査をしました書類の置き場所として私が入室いたしておりました地域包括センターのロッカーの中で保管をして、警察等の提出書類との整えをいたしておりました。で、平成20年になって、その書類の、どういいますか、委員会からの申請がございまして、私その当時おりませんけれども、そのロッカーからいろいろ報告書なりを委員会に提出をしたように思います。その中で、一つないというのが同じロッカーの中の違う部分のところにあったということを記憶しているようなことを聞きましたので、そういうことではなかったのかなというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） それは、その使用されたその公文書が何冊かあって、そのうちの1冊をどこかに置き忘れておられたというふうに捉えておいたらいいんですか。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 今、現時点でどんな書類が何冊あったということは承知をしませんけれども、そこにまとめて置いておったものが何らかの理由で少し場所が変わって置いたのかなという思いをいたしておるところでございます。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） やっぱり、大切な公文書なので、その辺ちょっともう少し考えてもらわないといけないと思います。

それと、あとし尿処理問題検討委員会の報告書の中で、トラック7台分の公文書が、市内のごみ処理場千種クリーンセンターで廃棄されたことを確認したというふうを書いてあるんですが、事実なんでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 企画部次長、岡崎悦也君。

○企画部次長（岡崎悦也君） 私のほうも、この報告書のそのトラック7台分のという記載の部分、初めて知る報告内容でございます。そういうことを踏まえまして、関係職員、あるいはクリーンセンターの職員、そういったところにも確認をしたわ

けですが、そういった事実を確認ができていないというのが現状でのお答えになるかと思えます。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 市長にお尋ねします。

この報告書にはっきりと確認したというふうには書いてあるんですけども、市長はこの報告書に責任を持っておられるはずなんですけど、どうですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） そのことについては、聞き取り調査の中でされておるわけですが、それに基づきまして、千種クリーンセンターについていろいろ調査をしたところでもあります。その中には、公文書と一般の廃棄物ということがあるわけですが、一般的には公文書は別のところに出すようになっております。そういうことで、それが文書であったか、あるいは一般的なごみ類であったかというのがはっきりしていないということでもあります。今もちょっと調査をいたしておるわけですが、コンピューターでやっていますので、車のナンバーが出ている部分もあるわけですが、これが公文書である、あるいはこれがごみであるところ、ちょっと今特定ができていないということで、これについては非常に大きな問題ですので、これからも調査をいたします。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） これからも調査をしてもらいたいと思います。それで、その誰がそこへ持って行って廃棄したかというのは、わかっているんですか。わからないんですか。すみません、教えてください。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） これにつきましては、まだ確定ができておりません。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） トラックがひとりでそこへ行くわけでもありませんし、わかるんじゃないかなと思うんですけども、本当にわかっていないんですか。計量もしていると思うんですけども、それは一体誰だったかと本当にわからないんですか。

○議長（岡田初雄君） 企画部次長、岡崎悦也君。

○企画部次長（岡崎悦也君） 当時の、その御指摘の計量とか、そういうシステムのことでもございますので、そういった確認もするんですけど、一台一台にこういった車両を計量するときのカードが一台一台登録されているというのではなく、収集の

一般の業者さんの車両、あるいは行政が持って行ったときには何枚かのカードを出して計量していくというような状況だったというふうに確認をしております。したがって、その当時の車両がどの車両であったかという特定が、今まだ現段階でできていない状況でございます。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 何か非常にわかりにくいんですが、先ほど市長も非常に大事なことやと言われたので、しっかり調査してもらいたいと思います。

続きまして、し尿処理不正問題における損害額、これについての再質問を行います。

このし尿処理検討委員会の調査報告書の中に、具体的に損害賠償を負うべきものが明記されているんですけども、ここに記載されている各人にこのとおり損害賠償をさせるというおつもりなのかどうか、市長お答えください。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、検討しておりますのは、職員あるいは管理者等でございます。いろいろほかにも何々の責任ということがありますが、今、予定をして検討しておるのは、旧の管理者を含めて、あるいはまた職員等でございます。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） そしたら、このし尿処理問題検討委員会の報告書に書いてあるように、この人たちに損害を賠償させていくというふうに捉えたらいいわけなんです。答えてください。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） はい。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） もうちょっと深くお尋ねしたいんですけども、このし尿処理問題検討委員会のこの報告書の中で、前市長が自分は市長選挙で落選して、市民からし尿問題の審判を受けているので責任の一端を果たしたとと思っているというふうにこう書かれているわけで、こういった形で賠償責任は負わなくてもいいんじゃないかというふうなことを各人が言われた場合、裁判になっていくと思うんですけども、どのようにされるおつもりなのかお答えください。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、それらも含めて現在検討をいたしております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 明らかな犯罪行為を起こした人がそのまま職員でい続ける。また、その周りの人たちもいろいろ犯罪行為を起こしている可能性がある人たちをそのままというようなことがないように、そしてまた、賠償責任でちゃんと市民に、あるいは市にお金が返ってくるようにしてもらいたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） そのつもりで今準備をいたしております。

○議長（岡田初雄君） 以上で、13番、山下由美議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時25分まで休憩いたします。

午前11時14分休憩

午前11時25分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

3番、高山政信議員。

○3番（高山政信君） 3番、高山でございます。議長から発言の許可をいただきましたので、創政会を代表して通告に基づきまして5点ほど質問をさせていただきます。

林業振興への取り組みと課題についてであります。

宍粟市において、農林業は地域の基幹産業であり、対応、施策のあり方いかんによりましては多くの雇用を生み出し、地域の活性化に寄与するものであります。とりわけ兵庫木材センターに寄せる期待は、林業関係者のみならず市民も大きなものがあります。低迷をしている林業に対して明るい兆しが見えてきたものと思っております。センターの竣工式で林野庁長官の講演の中で、10年後の木材自給率を50%以上を目指すと言われておりましたが、反面、克服すべき課題についての提言もありました。宍粟市として次の課題についてお伺いをいたします。

1番、林業従事者、林業関係者などの担い手育成（人材育成）への取り組みについてお伺いをいたします。

2点目、低コスト作業に結びつくきめ細やかな路網整備と林道目標数値について。

3点目、木材センター製品の利活用対策及び販路拡充について市としての支援策はどのようにお考えか。

4点目、より市内利活用の促進を図るには、さらなる支援制度を講じるべきと思いますが、いかがか。

次に、農業農村整備事業の削減の対応についてであります。

長年の懸案事項でありました農免農道整備事業も国の予算削減により、トンネルは工事部分を当面凍結するとの報告であります。地元菅野地区、また葛沢地区は早期完成を待ち望んでおりましたが、用地提供をされた方々、また協力をいただいた方々に対しまして大変残念でございます。農免農道は、両地域を繋ぐだけでなく緊急避難道・バイパスとしての役割を果たすものであります。そこで、次の点についてお伺いをいたします。

1点目、ここで言われる凍結とは廃止を含めてのことであるのかどうか。

2点目、市として地元として事業の継続に対して取るべき対策はどのようなものがあるのかお伺いをいたします。

3点目といたしまして、県代行事業がほかにもあるが、事業数はどのぐらいあるのか伺います。

4点目、事業として今後継続は可能であるのかどうか伺います。

続きまして、給食センターについてであります。

給食センター機能集約時期を平成24年4月の目標に現在の波賀給食センターを一宮給食センターに移すとのことではありますが、年間約2,000万円の経費削減ができ、早期実現を提案をされておりましたが、平成22年度実施予定ではなかったのか。2年遅れることにより、約4,000万円の損失となるのではないか。何が遅れの要因であったのか伺います。

続きまして、地域活性化交付金の使途についてであります。

国において、地域活性化交付金が、先の国会において予算化されましたが、宍粟市にはどれほど交付をされるのか。また、この交付金による事業をどのようなお考えなのか伺います。

最後に、廃校の跡地利用に交付金活用ということであります。

また、この交付金は地域の活性化ニーズに応じて、きめ細やかな事業を実施できるよう支援ができることとありますが、学校規模適正化計画で、平成23年度には千種東小学校、平成24年度には千種北小学校が統合されますが、地域にとって学校がなくなることに對して大変寂しい感情がございます。そこで、提案ではありますが、廃校となった校舎の跡地利用対策はどのようにお考えなのか。あわせて交付金をそれらに活用してはいかがかと思いますが、お考えを伺います。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） 高山政信議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 高山議員の御質問にお答えをいたします。

兵庫木材センターと既存の木材市場とが、それぞれの役割の中で、安定的に木材を流通させることが低迷している林業の活性化に繋がるものであるというふうに考えております。

まず、人材育成についてであります。市が行っております林業担い手育成は、事業主に対しまして助成を行い、少しでも雇用を続けていただきたいという考えであります。常時雇用された労働者を対象として、社会保険料の助成を事業主に対して行うもので、現在、該当する事業所はしそ森林組合の1事業所となっております。

今後、新規従業者を拡充するため、国が計画をいたしております「森林づくり主導人材育成対策事業」、こういったものも活用しながら、市としての対策を進めていきたいというふうに考えております。

次に、低コスト搬出を行うためには、林内の路網密度を上げることが必須条件で、兵庫県が立てました「ひょうご林内路網1,000km整備プラン」では、低コスト原木供給路網整備の基準であります団地内路網密度をヘクタール当たり100メートルとしております。宍粟市では、平成21年度末でヘクタール当たりであります20.1メートル、県の目標とする数値にはかなりの差がございます。今後、県の掲げますヘクタール当たり100メートルを目標値として、市の路網整備を進めていきたいと考えております。

兵庫木材センターの製品の利活用、販売拡充につきましては、原則、民間事業者としてセンター自体が開拓していくものと思っております。しかしながら、市としましては、公共施設の木造・木質化を図るとともに、市の家づくり支援制度等で宍粟材の活用促進を側面的に支援をしてみたいというふうに考えております。また、伐採された素材が有効に流通するシステムや加工時に発生いたします木くず、おが粉を燃料とする乾燥機の導入など、同施設が宍粟市の林業再生と森のゼロエミッション構想の重要な役割を担う施設であるというふうに捉え、CO₂の削減クレジットの販売、あるいは木質バイオマス資源活用の支援を行うとともに、外部への情報発信を行っていきたいと考えております。また、こうしたことが兵庫木材センターの製品のPRにもなり、宍粟材のブランドアップにも繋がるとともに、利用促進に結

びつくものであるというふうに考えているところであります。

次に、国の農業農村整備事業費が大幅に削減をされ、次年度の概算要求額が平成21年度対比で、3分の1というふうな予想がされるところでありますが、入札広告中でありましたトンネルは本体工事の入札が凍結をされたところであります。これにつきましては、事業仕分けでも当初から入っておったものでもございます。

まず1点目の質問でございますが、トンネル工事の中止・凍結の発表以降、関係部局と協議をした内容、あるいは現在の工事の取り組みを勘案をすれば、トンネル本体工事のみが凍結であり、事業そのものは継続をしているというふうに認識をいたしております。

次に、2点目の問題でございますが、市の対策として10月12日のトンネル工事中止・凍結の発表後、私自身、県知事をはじめ県担当部局、地元国会議員、県議員、それぞれ早期工事の再開と完成を求める要望書を提出し、市の考え方を伝えたところでございます。

今後も引き続き、国県の情勢を見きわめながら、宍粟市はもとより、県下の市町が共通の危機感を有する中で、それぞれが連携をし各関係機関に対し、予算確保の要望をしていきたいと考えているところであります。

一方、地域住民の対応につきましては、県担当者同席のもと、関係自治会並びに関係者に参集をいただき、経過説明、今後の取り組み方等の説明会を開催し、今回の件について一定の理解を得ると同時に、一時休止をいたしておりました「葛沢菅野地区基幹農道整備事業促進協議会」の活動を再開をし、地域の生の声を国県に強く訴えていく旨の決定をされたところであります。

次に、3点目の御質問でございますが、今年度における県代行事業及び県営事業の事業種別についてでございますが、農業行政については9事業、林業行政については2事業、合計11事業となっております。

次に、4点目の質問でございますが、トンネル工事中止・凍結の発表以降もトンネル工事に伴う用地測量業務並びに用地買収や取りつけ道路工事に係る物件調査業務をはじめ、葛沢側の取りつけ道路部分の補完工事を発注し、既に関係自治会長や生産森林組合長と現場立会いを実施しているところでございます。また、来年以降につきましても、菅野側の取りつけ道路を随時発注する旨の回答を得ており、今後も引き続き事業は継続されるというふうに認識をいたしているところであります。

次に、地域活性化交付金についての御質問でございますが、今回の交付金は、「円高・デフレ対策のため緊急総合経済対策」として、先般、成立しました国の補

正予算において盛り込まれたものでございます。

宍粟市への配分額は、県の試算でございますが、「きめ細やかな交付金」という名目で1億6,500万円。それから、「住民生活に光をそそぐ交付金」という名目ですが約3,600万円で、合計約2億円という状況でございます。なお、追加配分につきましても要望をしていきたいというふうに考えているところであります。

使途につきましては、「きめ細やかな交付金」は、昨年と大きく変わるものではないというふうに推測をしておるわけですが、地域の活性化ニーズに応じた事業ということで、広域避難所の充実やCO₂削減関連事業等環境政策課題を中心に実施しようと考えております。また、「住民生活に光をそそぐ交付金」は、これまで光が当てられてこなかった分野や「知の地域づくり」に対するものとされておりまして、この交付金では総合病院の発熱外来、感染症対応や文化財保護等に活用したいと考えております。

いずれにいたしましても、交付金が生かせる事業を選択し、早期に実施できるよう今会期中に補正予算を編成し、お示しをいたしたいというふうに考えております。

次に、この交付金について、廃校の跡地利用へのという御質問でございますが、学校規模適正化につきましては、千種東小学校は平成23年度、千種北小学校については平成24年度と、それぞれの計画に基づいて、現在地区の協議会において校名、校章等具体的な協議が進められているところであります。

この中で、閉校となる学校跡地の利用につきましては、現在のところ適正化に向けて取り組んでいるところであり、今後、適正化後の地域コミュニティのあり方や、より地域の活性化が図れるような利活用方法について、地域の意見を聞くための跡地利用検討協議会、それから、地域の意見を聞きながら市全体としての利活用計画の策定に向けた市の内部での検討委員会の設置等を考えているところであります。しかしながら、跡地利用の内容の時期が決定していない状況において、平成22年度の国の補正予算である地域活性化交付金を活用することは難しいと。これにつきましては、また別のものに対応したいというふうに考えております。

あとの問題につきましては、教育長のほうからお答えをいたします。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 質問の給食センターの集積についてでございますけれども、給食センターの機能集積については、行政改革の取り組みとして早期の実施を目指しておるところでございますが、当初の計画に沿って、一宮学校給食センター分の一部を山崎学校給食センターで対応し、波賀学校給食センターの分を一宮学校給食

センターに集積する計画で、平成22年4月を実施目標に地元説明会を開催し、理解を求めてきたところであります。地産地消、あるいは配送時間や給食の保温性等への不安等、多様な御意見をいただく中で、それらの課題について整理を行ってきたところがございます。配送時間や給食の保温状況につきましては、平成22年の2月からこれまでに11回の検証を重ねてまいりました。その結果につきましては、それぞれのPTA等に報告しながら、繰り返し御理解を求めておるところでございます。

このような状況の中で、教育委員会といたしまして、「学校規模適正化推進計画」及び「幼保一元化推進計画」についても、昨年来の懇談会を終えて、このたびその実施時期についてもお示しをしたところでございます。子どもたちの健全育成を踏まえ、それぞれの推進期間に効率よく進めるために「優先実施校区」の設定をさせていただきました。波賀中学校区におきましては、それぞれ「優先度の高い」校区として推進することとし、機能集積に対する諸課題の整理も含め、「学校規模適正化」及び「幼保一元化」の実施にあわせた取り組みの中で、推進することが望ましいとの考えをいたしております。このことにより給食センターの機能集積の目標を平成24年4月実施とし、その時点での生徒・児童の給食数の見込み数、あるいはクラス数により、一宮学校給食センターで一宮分と波賀分を合わせて対応する機能集積に枠組みも変更するものでございます。

この給食センターの機能集積については、行政と地域双方にとって重要な課題であります市が行おうとする行政改革の方針と、地域の皆様方の公共施設への考えを合わせながら「接点」を見い出していくこととしております。そういう中で、このような方向性を示させていただいたということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 3番、高山政信議員。

○3番（高山政信君） それでは、再質問させていただきたいと思っております。

市長のほうから大変丁寧に答弁をいただきました。1点目の林業振興についてですけれども、本当に少子高齢化、また林業の担い手というのが大変少のうなっております。今、市長のほうから担い手育成に力を入れていきたいと、こういうお話がございましたけれども、例えば、今度の兵庫県の木材センター12万立米を当面の間、集積をされるというお話なんですけれども、例えば、森林組合を含めて林業関係者の方々から道路網の整備のことを特に言われておるんだと思うんですけれども、そのあたり市長そういった搬出業者の中で、そういった話はかなり出ているかどうか、最初その1点を伺いたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 特にたくさん出ているということはございませんが、林業家として一生懸命やっておられる方からは林道網の整備ということについてはお聞きをいたしております。この問題につきましても、今この団地化を何とか進めていこうということで、そうした中で路網整備をできるだけ図っていこうと。そして、その路網林道となるものと、あとは作業道ということで組み合わせをしながらやっていくことが肝要ではないかなというふうに思っております。

また一方、この宍粟の山というのは、頂上まで大体スギ、ヒノキが植えられています。そういうことから、いわゆる鉄柵等の技術も幾らかは残しておかないと、上までというのはなかなか山を見てみますとつけられないところもございます。そういったことをあわせて対策をとっていく必要があるのかなとこのように考えております。

○議長（岡田初雄君） 3番、高山政信議員。

○3番（高山政信君） 続いて、地元の木材の製品の利活用ということでお尋ねをしたいと思います。

市長も御存じのように、地材地建といった言葉がございますように、地元の切り出した木材で家を建てるとすれば100年はもつと、こういうふうに言われておるんですけれども、まずは、木の良さを知ってもらうということが大前提であろうかと思うんですけれども、それを使っていただく。そして、やはり地元で使っていただくということも本当にこう大事なことで、地元の人が使っていたら、また県内にもいろんな形でPRをしていただく。先ほど、答弁にもありましたけど、本当にPRをしていただくんじゃないかなと思うんですけれども、今でも地元産材の利活用については補助制度がございますけれども、その補助制度をもう少し拡充、拡大をできないものかなと常々こう思っておるんですけれども、地元産材を使っていたら、そして建てていただいたら20年後には土地を無償で提供するというような、そういった制度を持っておる自治体もあるようでございます。そういったことで、過疎に歯どめをかけると、よそからIターン、Uターン、Jターンも含めてそういうことで帰っていただくには、そういった施策も必要じゃないかなとこのように思っておるんですけれども、その点いかがでしょうかね。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、土地つきというようなことも幾つかの自治体がございます。調べてみますと、もっともっとかなり宍粟市などよりはもっと過疎といえます

か、そういった地域が多いわけでございます。そういう中で、やはり個人財産ということになってまいりますので、あまり多額の支援ということについてはどうかなと。今、宍粟市で家づくりについてやっておりますのは、木材振興という政策の中で支援をしていこうということでございます。これについても国のほうもそうしたものが出てくるようでありまして、県におきましては無利子のものがございます。そういったことをどういうふうに組み合わせていくか、そしてまた、上手に利用するかということにもかかってくるだろうというふうに思います。国の施策については、まだはっきりしておりませんが、これらも見ながら調整をしてまいりたいというように考えております。

○議長（岡田初雄君） 3番、高山政信議員。

○3番（高山政信君） 前向きなお答えをいただきました。私もインターネットで少し検索したんですけれども、いろんな地域でそういった事業の取り組みがあるんですけれども、これは石川県の加賀地方なんですけれども、この能美市という市なんですけれども、そこで地元産材を、加賀産材と言うんですけれども、それを使っていたら、市は、約70%ほどの木材使用をしなければならないそうでありまして、補助を30万円ほど出すというようなこういう制度がありますので、そのあたりまた検討していただいたらなと思っておりますので、その点答弁いただいたらありがたいんですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、申し上げたとおりで、どこら辺までが許されるのか、あるいは個人資産の形成に繋がりはないか、そういったことも十分踏まえながらやっていく必要があるだろうというふうに思います。それとまた、もう一方では、木材と健康の問題、あるいは木材と環境の問題、こういったトータル的な考えの中で進めていくことも必要ではないかなとこのように考えております。

○議長（岡田初雄君） 3番、高山政信議員。

○3番（高山政信君） それでは続きまして、農業農村整備事業ということで、先ほどお答えをいただいた中で、凍結はトンネル部分はされておるんですけれども、取りつけ部分については、進捗をしておるということなんですけれども、この事業について地元の方々は相当期待を持っておられたということなんですけれども、そのあたり担当部局として地元の方にどのように説明をされたのかということをお聞きしたいと思います。

それと、今それぞれの森林基幹道と、それから過疎代行事業があるんですけれど

も、そのうち千町段ヶ峰線というのがあるんですけれども、その完成年度はいつなのか。また、前地カンカケ線は完成年度は何年なのか。その点伺いたいと思いますし、本当に今、林道の話をしておったんですけれども、木材搬出につきましてもいろんな面から考えましても、やはり、この林道が早く完成するということが重要な目的じゃないかなと思うんですけれども、完成年度のほうについても伺いたいと思います。

昨年の災害で、千町の地域が大きな土砂災害によりまして、孤立したというようなことなんですけれども、例えばこういった林道が早く完成しておれば、そういった交通の難所に対してでも早く手が打てるんじゃないかなというようなことを思いますので、そのあたりをお聞きしたいとこのように思います。

○議長（岡田初雄君） 高山政信議員の一般質問の途中ではございますが、間もなく12時になりますので、このまま一般質問を続けます。

答弁を求めます。

産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは、2点の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず1点目の農免農道の地元の説明の分でございます。

このことは、先ほど市長の答弁にありましたように、事が発覚して以来10月の17日、約1週間後にそれぞれ関係地区、自治会長さん、それから農会長さん等に集まってお聞きいただきまして説明をさせていただきました。

内容につきましては、先ほどの答弁にもありましたように、事業仕分けの中でありまして事業縮小ということで、平成21年度と比べまして非常に大きく平成23年度は落ち込むという予測の中で、特に平成22年度におきましては、平成21年度からの繰越予算がある程度留保されておったということで、当初トンネルの実施まで可能であったという状況の中から、特に平成23年度においては、繰越予算等の財源が確保できないという状況の中から、農村整備事業の中でありまして交付金の対応しかできないということで、具体的には平成21年度118億6,000万円であったものが、平成23年度では37億2,000万円ということで約3分の1になるという状況の説明をさせていただきました。

特に、事業の内容につきまして、今回の事業仕分けでもありますように、人の安心、安全ということで、コンクリートから人、すなわち従来の農業農村整備事業の老朽ため池ですとか、その他ほ場整備等々に係る、生産性に係るものを最優先とす

るということで、今回のトンネル本体については一時凍結をせざるを得んという状況の説明でございましたので、その分の報告をさせていただいたというところでございます。

次、2点目の基幹林道の関係でございます。

基幹林道の関係につきましては、それぞれ今御案内のとおり、それぞれ市内の中で大きく県代行で行っています事業と県営事業とまず二つございます。

まず一つ目が、県代行事業でございますが、これにつきましては、過疎地域におけますそれぞれ林業の振興とそれぞれ地域の生活の環境の改善ということで、過疎法に基づきまして県が代行して林業を開設する事業でありまして、事業の実施主体は県であります。将来的なその林道に係ります維持管理は市が行い、当然用地買収なりも市が行っているということで、現在のところ県下で12路線ございます。その中で宍粟市の中では、先ほど言われました前地カンカケ線が該当するという状況でございます。

それから、もう一つは、これは県営の事業でございますが、それぞれ林道の起終点が国県に連動しまして、それぞれの代行事業と比べまして大規模で広域的な森林基幹道、生産性の向上を求めるということから行われる事業でございます。これにつきましては、先ほどの過疎代行と違いまして、事業主体なり管理はすべて県が行うということで、そのかわりに市といたしましては事業費の、今のところ千町段ヶ峰線でございますら、10%の負担金を支払っているというところでございます。そのほか、県では10路線ございます。宍粟市の中では、今言いましたように千町段ヶ峰線が該当するというふうになっております。

なお、千町段ヶ峰線、それから前地カンカケ線の改良等の完成の時期でございますが、まず、前地カンカケ線等につきましては、平成22年度末で50%程度の進捗でございます。計画では平成28年度までには完成をするというふうにお聞きをしております。それから、千町段ヶ峰線につきましては、ほとんど完了している状況でございますが、あとそれぞれ補完なり残工事を含めまして平成24年度中には完成をするという状況でございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 3番、高山政信議員。

○3番（高山政信君） 続きまして、3点目の給食センターのことにつきましてお伺いをしたいと思います。

先ほど、教育長のほうからお答えをいただきました。給食センターを集約をして

早く経費の削減を図りたいというようなお言葉を、平成22年度に向けてという話がありました。その中で、同僚議員が地元にもかかわらず、早く集積して経費を削減したらどうかというような御意見もございました。それを受けていろいろと検討をされてきただろうと思うんですけども、その中で地元のいろんな御意見を聞きながらもう少し煮詰めていったり、また、あとの適正規模の関係で、そういうことも含めてもう少し先送りしてやるべきだというような話も伺いましたんですけども、単純に私が今、年に2,000万円、2年で4,000万円経費削減ができるんだという話をいたしましたけれども、この跡地に認定こども園の建設をされるというようなことも総務委員会の資料の中に書かれておるんですけども、こういった経費を削減して、4,000万円余り削減できるとして、そういった事業に早く着工して充てるべきじゃないかなというようなことも思いますので、そのあたり平成24年が平成23年になってもですね、やるべきことはやったほうがいいんじゃないかなとこのような思いがしておりますので、いろんなそこにかかわる雇用の問題であったり、いろんな問題があろうかと思うんですけども、そのあたりをしっかりとクリアしながらやっていっていただきたいなとこのように思っていますが、そういったお考えはどうでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 今、当初予定のこと、それから経費削減のことについてでございますけれども、経費につきましては、平成24年の4月の時点で児童生徒の給食見込み数、あるいはクラス数、あるいは実地検証を踏まえて配送方法等の工夫を考えました。その中で、先ほど申し上げましたけれども、一宮給食センターで一宮・波賀のすべての給食、配送を対応できるという、そういう方向を考えております。

そういう中で、確かに当初の経費削減につきましては、年次的に遅れる状況にあるわけですが、例えば、児童生徒数が年次が遅れる中で約120人、正確には118人ですが、一宮・波賀で児童生徒数が減少するというような状況もあります。そういう中で、いろんな配送方法等も工夫する中で、いわゆる初期投資額の減額も考えられるというふうに思っております。それから、山崎給食センターから具体的には神戸小学校、あるいは染河内小学校に配送する経費につきましてもすべて一宮から波賀・一宮へ配送することによっての削減経費も見込まれるんじゃないかなというふうに思っております。それから、あわせて平成24年より、いわゆる千種中学校区での適正化が完了するというような形になる中で、千種給食セン

ターの配送車も活用できるというような、そういうような状況の中で、この平成24年の4月という、そういうことを検討しておるところでございます。

いずれにしましても、地域の皆さんの十分理解を得ながら幼保一元化、あるいは適正化、給食センターの集積化、あわせて整理をさせていただいたところでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 3番、高山政信議員。

○3番（高山政信君） 今、教育長のほうから経費削減、千種の給食も統合によって給食配送車がそちらのほうにも振り分けられると、こういうことをおっしゃっておられましたけれども、そういった経費は削減は当然できるだろうと思うんですけども、まず最初に言われておりました平成22年度にそういった給食センターを統合するという話はいろいろと検討なされたということなんですけれども、今、配送するに、いろんな検証をされるだろうと思うんですけども例えば、波賀の道谷小学校まで配送したとして、時間的なこともありますけれども、そういったところでこれ冷めないとか、温かい食事を提供するとかいろんな問題点もあろうかと思うんですけども、そのあたりはいかがなんでしょうか。どういったお考えなのかお聞きをさせていただきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 検証結果につきましては、地元の皆さんがいろんな説明に入る中で、冷めないだろうとか、あるいはいわゆる配送時間については十分確保できるかというような、そういう不安の中で、先ほど申し上げましたように検証をさせていただきました。その検証につきましては、ほぼ御不安を解消するという、そういう結果について御説明を申し上げたところでございます。

ただ、いわゆるこの給食センターの集積化につきましては、いわゆる行政改革という中での現状を十分こう理解をいただきながら進めておるところで、ある意味では一定の理解を得られておると考えておるわけですけども、いわゆる幼保一元化、あるいは学校の規模の適正化につきましても、今般、優先実施校区という形で年次をお示しさせていただいたところの中で、そういう適正化、あるいは他の状況と合わせて考えることが、ある意味では効率的あるいは合理的に推進していける方向性ではないかということで、この方向性をお示したところでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 3番、高山政信議員。

○3番（高山政信君） なるべくこうスピーディーにやってもらいたいということ

お願いしておきます。

それでは、最後なんですけれども、交付金につきましては理解をさせていただきました。いろんな用途に活用されるということなんですけれども、統合した校舎の跡地利用ということでお尋ねをしたいと思っておりますけれども、北小学校が昭和57年度に建設をされております。約20年がたとうとしておるんですけれども、先般も校舎内を見させていただいたりしながら、どういったことに活用できるかなというようなことも思いをめぐらせながら見させていただきました。本当にまだまだ十分に対応される耐用年数はありますけれども、十分利用できるんじゃないかなと思います。

ちなみに、過去10年間で小中高合わせまして全国で約2,000校ほどが廃校になったということがございます。それで、その跡地をいろんなことに利用されております。まずは体験学習であったり、研修・合宿の施設、そして、今高齢化になっておりますので福祉施設への利用、それからまた、とりわけ新しいものでは、また新しい学校をつくると。これは日本航空が高等学校の通信制をやっておるんですけれども、これは立地的な条件がありますので東京都の例ですけれども、市長も御存じのように、淡路市で企業誘致をされておるということも恐らく市長御存じだろうと思うんですけれども、そういったことにも利用できるんじゃないかなと。と申しますのは、やはりこの地元の住民といたしましては、廃校になって寂れていくというのがやっぱり一抹の寂しい思いがしておりますので、そういったことも早期に取り組んでいただいて、そういう思いを解消できるんじゃないかなというようにことで質問させていただいております。そういうことで本当にこう全国、宍粟市でも廃校が次々とあらわれてくるんじゃないかなと、年次計画でもそれぞれ出てきておりますけれども、そういったことで再利用のことを十分に考えていただきたいなと思うんですけれども、市長いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 学校の廃校の跡については、いろんな場所でいろいろ申し上げてきておりますが、地域の協議会等の意見を聞きながら、最終的には市全体を眺めた上で何がいいかということを考えていかなければならないというふうに思っております。そういう中で、更地にして新しい展開を考えることもあるだろうし、あるいは今おっしゃった老人ホーム的なものということの誘致というようなこともあるだろうと思いますし、あるいは企業誘致、あるいはまた、その地域においては広場といったことの必要性もある場合もあるかもしれません。そういったことを総合

的に考えてまいりたいと。学校は、やっぱり地域の人が行きますから地域だけということになります。跡地につきましては市全体という観点の中で、また、これらについては議会の皆さんとも相談をしながら考えていきたいというふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 3番、高山政信議員。

○3番（高山政信君） 前向きな答弁でございます。まず、東小学校、北小学校、適正化計画の中で宍粟市になってから初めての取り組みであろうかと思うんですけれども、今後において本当にそういった他旧町においても推進計画を図る上で、そういったあたり十分配慮されて住民に問いかけていただきたいというようなことを要望をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 以上で、3番、高山政信議員の一般質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

御苦労さんでございました。

午後 0時13分休憩

午後 1時10分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

6番、岡崎久和議員。

○6番（岡崎久和君） 6番、岡崎です。議長の許可を得ましたので公明党を代表して12月定例会の代表質問を行います。

東京大学などが樹齢400年ほどの杉の樹木に含まれる炭素や酸素の成分を解析されました。その結果、17世紀から18世紀にかけて太陽活動の停滞で気温が下がり、雨が多かったことが明らかになりました。木は壮大な地球と宇宙の歴史を刻んでいたようであります。私の尊敬する先生は、木を宇宙の真理を悟った哲学者と言われました。人間よりはるかな年月を生きる木に、古来私たちは畏敬の念を寄せてまいりました。また、若葉に青春を、紅葉に老熟を重ねてきました。

さて、日本は右肩上がりの経済成長をなし遂げてきましたが、バブルがはじけてよりGDPも減少し、長引く景気の低迷や厳しい雇用状況、特に地域経済は疲弊のきわみであります。地方の自治体において熾烈な経済活性化の取り組み、観光における集客、企業誘致等、また中小企業も大変奮闘されている中でございます。いろ

んな施策が展開されております。宍粟市も合併5年が経過する中で、何とかこの閉塞感から抜け出すため、宍粟の自然、環境をキーワードにした取り組みが必要不可欠であると確信いたします。合併5周年記念講演で内橋克人氏が、宍粟の森のゼロエミッション構想について「時になつた宍粟の地にふさわしい取り組みである」と称賛していただきました。今までの個々の取り組み、そして、県産木材供給センターが創業したこのときを逃がさず、今がチャンスと捉えて、さらなる事業展開を進めるべきであります。

そこで、2007年3月に「宍粟市森のゼロエミッション構想」が策定されました。制定には学識者、企業、団体、市民、県関係者、市職員の方々が述べ15回以上の委員会での会議や視察等を実施され、ここ10年間の実施計画を策定され、「森のゼロエミッションのめざすところ」として、具体的には戦略的リーディング事業を8項目挙げられています。

そこで、この事業をもとに、1、制定前後のいろいろな取り組みが網羅されているが、低炭素なまちづくりを柱にした仮称「宍粟市環境モデル都市構想」を広く県にアピールすべきであります。市長の見解を伺います。

2番、今後の発展に大きく左右すると思うが、ソフト、ハード両面の予算を導入し、特に波賀町、千種町に過疎対策債を利用した事業施策を実施すべきであると思いますが、いかがでしょうか。

3番、全体構想はできているので、温室効果ガスの排出の実態の現状分析や削減目標値の設定、カーボンオフセットの年次計画等中長期の取り組み方針を具体的に、また数値的に示し、地域住民と連携して木質バイオマス地域循環モデル事業プロジェクトチーム、またCO₂森林吸収プロジェクト、それからCO₂削減プロジェクト、人・仕組みづくりのプロジェクト等、立ち上げられてはいかがでしょうか。

4番、県産木材センターの開業による林業の再生、宍粟郡時代の「しろう森林王国」「環境都市構想」の関連づけ事業を展開すべきであります。そのことの実現が今後の宍粟の産業の発展、また雇用の創出に繋がると思います。市長の見解を伺います。

次に、大きな2番として、市内に環境、林業に関係の大学か専門学校を誘致されてはいかがでしょうか伺います。

市長は、去る11月、産業建設常任委員会の視察に加わり、母校である立命館大学を訪問されたとお聞きしています。まず、今回のキャンパス訪問は宍粟に大学誘致等の要望等が出向かれたのか伺います。また、宍粟は現在、「産、学、官」の連

携等からどのような大学、産業、関係団体の協力を受けて「まちづくり」を実施しているのか。大学誘致等簡単にいかない社会情勢であります。宍粟市内に環境や林業に関係する大学、または専門学校の誘致に力を入れるべきであると思いません。市長の見解を伺います。

次に、第3番目として、市長は自治基本条例の制定を公表され、現在、素案を作成中でございます。また、議会においても合併5年を経過し、議会の最高規範となる議会基本条例を制定をしようと特別委員会を設置し、現在、素案の作成に取り組んでいるところでございます。広く住民の意見を条例に反映すべく、去る11月26日、12月1日に、議会初めてとなる議会報告会の開催を市内各中学校区8会場で開催いたしました。また、素案に対するパブリックコメントも実施しています。議会基本条例の制定は地方分権改革の流れの中で議会改革が主題であり、改革の出発点は住民の同意が第一であります。地方自治を発展・充実させるためには、首長と議会による二元代表制の機能を十分発揮することが不可欠であると思いません。市長も議員経験もありますので、よりよい首長と議会のあり方について所見を伺います。

最後に、人に優しい環境づくりについて伺います。

約2年前、「JAしらぎく会館」が一宮に建設され、このたび、火葬場の「しらぎく苑」が改築されました。この両施設ができることによって葬送のあり方が自宅から会館にと大きく変わってきました。そこでしらぎく苑の再開設と同時に、高齢者や身体障がい者等の方々から両施設の間にエスカレーターの設置の要望の声が多くありました。民間と公共の施設が重ね合っただけでなかなか難しいものではあります。最後のお見送りに市民の皆様が快く参列できるよう、人に優しい環境を整えるのが政治の役目です。住民の切なる要望に応じるべきであります。市長の見解を伺います。

以上4項目について最初の質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 岡崎久和議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 岡崎議員の質問にお答えをいたします。

御質問の森のゼロエミッション構想につきましては、先ほど御案内のとおり平成19年3月に市民と行政が一体となって、宍粟市の資源を生かした環境循環型の地域づくりを目指して策定し、施策の展開を図ってきたところであります。

こうした中、本年7月には、10年後の宍粟市の目指す姿を「世界に誇れる環境

主都」とする宍粟市環境基本計画を策定をいたしました。森のゼロエミッション構想はその中核的な位置づけを担っており、先ほど提案のごさいました環境モデル都市構想と目指すところは同じだろうというふうに考えております。今後、環境主都の実現に向けての施策としまして、宍粟市の貴重な資源である自然を生かした生物多様性の保全と活用、木質バイオマスの活用によります低炭素社会の実現、そしてこれらを生かした地域づくりと産業づくりを目指し、積極的な情報発信を行っていききたいと考えております。

次に、過疎対策債を活用した事業実施についてであります。森のゼロエミッション構想を実現をしていくために、ハード整備を行う場合には過疎対策債の活用も必要であると考えますが、過疎地域の自立促進のためには地域特性を生かした施設整備やソフト事業の展開、こういうものが必要であるというように考えております。

次に、温室効果ガスの排出実態の現状調査等、具体的な取り組み方法についてでございますが、現在、職員プロジェクトの環境基本計画ワーキング会議を設置をいたしまして、数値目標の設定あるいは目標達成に向けた個別の施策の協議を進めているところであります。また、森のゼロエミッション構想の実現に向け、森のゼロエミッション推進市民会議を設置し、本年度より「市民生活」「自然環境」「自然エネルギー」「森林作業」の四つの部会に分けまして、それぞれ取り組みを始めたところであります。今後はさらに企業などの参画も得て、名実ともに「環境主都」の構築を目指していききたいと考えております。

次に、兵庫木材センターとの関連事業の展開についてでございますが、まず、同センターの稼働に伴い、山林の間伐が促進されることにより、林地残材が大量に発生することが予測をされます。林地残材は化石燃料の代替燃料として注目されており、本市におきましても本年度より兵庫県と連携し、利活用システムの検討を始めているところであります。また、木材センターで発生をいたします木くずにつきましては、乾燥機の熱源として利用され、木質バイオマスを使用することでCO₂の排出削減クレジットが発生することから、現在、林野庁の委託団体と連携をいたしまして、CO₂クレジットの販売手続を進めているところであります。さらに、センターから大量に発生するおがくず等は木質バイオマス資源としてエネルギー転換が容易であり、今後、化石エネルギーの代替資源として活用が期待されております。

このように、兵庫木材センターは木材加工を通じて林業再生と木質バイオマス資源活用システムの中核を担っており、森のゼロエミッション構想実現の一翼を担うものとして、今後、同センターと連携をしながら事業展開を図っていききたいという

ふうに考えております。

次に、市内に環境、あるいは林業関係の大学か専門学校の誘致についてであります。まず、先般、産業建設常任委員会の視察で立命館大学を訪問いたしました。この訪問は官学連携についての視察であり、大学誘致に係る要望ではございません。また、現在、本市における「産、学、官」の連携につきましては、兵庫県立大学と協定を締結する中で、総合計画をはじめとする各種計画及び行政評価や行政改革、また、自治基本条例の策定に当たり、指導・助言を仰ぎながら進めているところであります。

「産」との連携につきましては、先ほどの御質問がありました木質バイオマスの利用促進として、地元の木材業界と関西大学、兵庫県の財団法人新産業創造研究機構の連携によるペレットボイラーの導入検討などを進めており、今後は林地残材の利活用検討についても「産、学、官」の連携が有効であるというふうに考えております。

次に、市内に環境や林業に関係する大学、または専門学校の誘致につきましては、少子化による学生数の減少等新たな誘致は非常に難しい状況でございます。林業の後継者を育成していくことは重要であることから、今後、山崎高校の森林環境学科と市内の木材関連業者や木材センターとの連携による人材育成を図っていくことも必要ではないかと考えております。

また、多様な自然環境を有する本市の特性を生かし、大学等への研究フィールドの提供、あるいは学生のインターンシップの受け入れなどを通して、大学との連携についても検討してまいりたいというふうに考えています。

次に、理想的な二元代表制の発展についての質問であります。御承知のとおり二元代表制の特徴は、首長、議会がともに住民を代表するところにあります。ともに住民を代する、いわゆる住民から信託を受けた市長と議会が相互の編成と均衡によってある種の緊張関係を保ちながら、議会が市長と対等の機関としてその地方自治体の運営の基本的な方針を決定し、その執行を監視または積極的な政策提案を通して政策形成の舞台となることこそ、二元代表制の本来の姿であるというふうに考えております。

現在、自治基本条例の策定を進めているところでありますが、この中でまちづくりの担い手としての市民、市議会、市の執行機関、それぞれの権利と責務、権限と責任について規定をしようとするものであります。

とりわけ市議会の権限として、市政の重要事項を議決する権限及び市政運営を監

視、けん制する権限を否定するとともに、権限に対する責任として、議会としての情報の提供や政策の提言に努めることを規定しようとしているところであります。

これは、市議会が市民の代表として市民の意思を市政に反映させる重要な役割を担っていることを明記し、市議会を意思決定と監視・けん制の機関にとどめず、市民生活向上のための政策立案の機関として位置づけるものであり、議会の場を政策形成の舞台として真摯な議論を展開することが、今後の市長と議会のあるべき関係ではないかとのように私は考えております。

次に、しらぎく会館としらぎく苑の間に高齢者や障がい者のある方が利用しやすいようにエスカレーターの設置の考えがないかとの御質問であります。あれば確かに便利には違いありません。しかし、葬祭場から火葬場への移動については、市内のほか2施設（あじさい苑、つつじ苑）でも葬家、または会館が自家用車やマイクロバスなどで送迎しているというのが現状でございます。しらぎく会館としらぎく苑とは隣接地でありますので、利用者の便宜を考慮する手だてを講じるべきとの御意見はよくわかりますが、現在、設置しておる階段も当初計画はもっと西側の出口のところから上がるようになっておったのを変更をいたしまして、傾斜角度を少なくし、中に踊り場的なものを設けて上がりやすいように設計を変更もしてきたところでございます。こういったことで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 6番、岡崎久和議員。

○6番（岡崎久和君） それでは、再質問を行います。

私は、森のゼロエミッションのことを質問しているわけなんですけど、市長は今答弁された中で、私はこの森のゼロエミッションが宍粟の生きる秘策であるとずっと前から思っておりました。そんな中で、この森のゼロエミッション構想、またバイオマスタウン構想、それから先ほど言われました環境、ここにも私も基本計画は持っております。これをずっと読ませていただきました。それがわかる人はわかるんですけど、本当に市民の人に何をやろうとしとんのか。あれもやり、これもやり、あれもやり、これもやり、そして、確かにこの環境基本計画は今年の7月に制定というんですか、計画が発表されていますけど、本当にもっとわかりやすくと言うんですか、いろんな施策はやっておられるんです。別に合併する前の各旧町でもやっておられるし、例えば一宮なんかはこの森のゼロエミッションに力を入れて、県から予算をいただいて4,000万円以上の金を投入して実証実験も行ってあります。一宮町嵯峨山ですか、そこでやっておりまして、この合併しまして、そのことについても山崎町の議員さんなんかは何だと、それは。4,000万円もの金を入れて何

もないやないかと。私はいきさつを知っていますから、それはあくまでも実証実験ですよということをずっと私なりに説明しました。それはそれでいいんですけど、その個々に対して、例えば先ほどもありましたように、ペレットストーブを導入するとか、それから今回はまほろばの湯にペレットボイラーですか、設置した。それからまた、県産木材をオープンしてどうやと。それから、要するに団地化をして林業の再生に取り組もうとしておると。わかるんです。いろんなことが網羅されているんですけど、どの計画にも。

しかし、そしたら宍粟はいよいよどれで先へ寄るんだと。宍粟を売り出していくんだということがもうひとつね、要するに宍粟外の人も宍粟市民の人もわかりにくいと思うのと、それと、確かに計画段階でありますけど、目標値が、例えばCO₂削減の目標値が設定されていないんじゃないかなと思うんです。これされているんなら、ちょっとこれ私が誤解しとんですから申しわけないんですけど。例えば、姫路市がこないだ新聞に載りました。2020年度までにCO₂の削減を20%すると。そのためには、例えば、姫路市は中核都市の中で日照時間が120時間ぐらい多いから、そしてその地を利用して生かして市民、事業者らに太陽光発電とか、太陽熱温水器などを積極的に求めて導入を、そして、そこに補助金をつけていくんだと。また、建物の緑化とか、エコドライブの実践なども提示していると。それから、運送事業者についてはハイブリット車を購入した場合は、その補助金を出すんやとか。それから、宍粟も一緒なんですけど、CO₂の吸収源である森林の整備。それから、ごみの発生量の抑制とかいうような、具体的に2020年までに20%削減するんだということをうたってあります。だから、それは姫路市みたいな大きな中核都市と宍粟市は違うんやと言われますけど、私は先ほど質問しましたように、宍粟はいよいよ環境と、そして林業の再生のスタートを切りまして、そしてやっぱり今、目標を設定して取り組んでいかなかったら焦点がぼけると思うんですよ。だから、そういうことで具体的にやっていただきたいと思います。

例えば、広島市においては市民参加の省エネを進めておるということで、CO₂の排出量を、取引制度を創設して家庭の電気・ガス容量の削減量に応じて、現金とサービス券を支給するような、そういう制度を今回設けられました。宍粟市も環境基本計画の中で、先ほど市長も言われました世界に誇れる環境主都構想というんですか、そういうことを言われていますし、また、クールアースデイのときには千種へ上がられてやられるとか、それから、今から先、公共交通の実証実験ですか、検証する実験をされると。そんな中にも具体的に目標値を設定すべきなんです。今、

設定しなかったらなぜあかんかと言うたら、今の、要するに現状のCO₂はどうかということ进行分析しなかったら、それができないんですね。今が大事なんですよ。だから、例えば、確かに私言いましたように、森のゼロエミッション、バイオマスタウン構想とか、それから環境の構想とか、大変いいことが大学教授さんとか、関係者を集めていろいろと協議されて出してこられています。ところが、私が思うのは本当に具体的にそれを進めるのはどうするか。年次計画、目標をどうするか。確かに年次計画は、例えば平成28年までにとすることで、環境なんかのことが書いてありますけど、そこらのところをもう少し具体的に答弁してもらいたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） あとの具体的な取り組みについては、担当部のほうから申し上げますが、先ほど申し上げましたように、ワーキング会議等を開きながら、今おっしゃっていた目標値の設定でありますとか、そういったことを今協議をしているところであります。

それから、今、森のゼロエミッション計画、バイオマスタウン構想とかいろいろあるけれどというお話ですが、実はこれ私から考えますと、環境基本計画が遅かったということでもあります。根本は環境基本計画があって、その中に森のゼロエミッション構想でありますとか、バイオマスタウン、あるいはまたそのほかがあるということでございます。そういうことで、基本計画がなかったということで、遅まきながらすべてを網羅した基本計画を策定をしたということでもあります。その点は御理解をいただきたいと思います。あとの具体的な取り組みについては、今、担当部のほうから申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 企画部長、伊藤次郎君。

○企画部長（伊藤次郎君） 岡崎議員の御質問にありました、いわゆるゼロエミッションについてのリーディング事業、これらにつきましては、人づくり、また環境のまちづくり、また産業にも繋がっていくというふうな三つのポイントがあるかなというふうに考えております。それで、現在、その環境についての学習といいますか、まず職員からしなければならぬと。職員の理解が必要であると。各部局に環境にかかわることについての研修を全職員で研修を受けてきたこととございます。

また、それぞれ、先ほど市長が申し上げましたワーキングチームによりまして、目標値を上げた環境基本計画の実施計画というふうなものも現在会議で召集をいたしまして、その中身についての目標数値の具体化を現在進めておるところであります。

す。その中身につきましては、水であったり、また行政が取り組むべきものの数値、そして、市民が取り組むべき数値といった具体的数値を上げながら、その目標を目指し、5年間の計画を立てていこうというふうなことで現在取り組み中でございます。また、具体的にはお示しをしたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 6番、岡崎久和議員。

○6番（岡崎久和君） 先ほど市長が環境基本計画を策定するのが遅かったという答弁なんですけど、私もそれは思いますけど、どうも先ほど5周年のときの記念行事、記念講演でしていただいた、あれは、明るく日のNHKの6時45分からの放送でも内橋克人さんが宍粟のゼロエミッション構想のことに対して、いろんなことを10分間ほどで言われた。私は実は聞いていなかったんですけど、ある国会議員が聞いておられまして、それで私らも10月25日宍粟市に訪問してもらって、4人の国会議員がね。そういうことで日本中に発信されたというんか、そういう状態であります。

しかしながら、それはいいんですけど、どうも今のやり方だったら一宮がやっちゃった森のゼロエミッションぐらいなことで終わってしまわへんかと。環境基本計画なんかは、別に宍粟市やなくてもどことも合併しとるせんにかかわらず、10年計画で総合計画の中からそういうふうにしてやっておられますね。だから、それだけやなしに私が言いたいことは、この質問をさせてもらいよんは、宍粟は今から先何を、要するに産業の発展とか、雇用の創出に何をもって県に、または国にアピールし、そして、要するに集客とか、それから林業の発展とかをするんかということを知りたいがために、私は今質問に立たさせていただいております。もう少しそこらのところを市長はどのようにお考えか、お聞きします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 先ほども申し上げましたが、例えば、木材センターにおきましても排出される木くずだとか、そういったものについては、そのエリアの中でバイオマスとして活用していく。そして、そのことが一つの特徴づけになってくると、こういう考え方で進めておるわけですが、その他の事業等についてもそういう考えの中で進めていくことが、地道ではありますけれども環境主都ということにふさわしい取り組みに繋がっていくというふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 6番、岡崎久和議員。

○6番（岡崎久和君） それでは、次の再質問に移ります。

2番目に、環境林業に関係する大学か専門学校の誘致ということで質問させていただきました。

立命館大学に市長が行かれて、そして、それは大学の誘致とか、そんなことじゃなかったんだということを言われました。私もその質問の中に、今現在、宍粟市がいろんな大学からいろいろと協力いただいてその事業を進めていると。そんな中でやはり同じような思いで私学である立命館大学へ訪問されたんかなということを思いました。そのことを聞きましてね。それはそれでいいんですけど、既存の、既存というんか、今、宍粟市が行っている、例えば先ほどずっと答弁されたんですけど、例えば観光の面に対しても、それこそ50名山とか県じゅう、また日本じゅうに発信されて、こないだの国会議員もすごいことやなあということを言われていました。だから、何が言いたいと言うたら、今のその大学、今さっき言われた兵庫県立大学とか関西大学ですか、そこらのところの「産、学、官」ですか、今までのところを補うというか、そういう感覚で立命館へ行かれたんかなと思うんですけど、それはまたちょっと後で答弁してもらいたいと思います。

実は、この宍粟に御存じのように先ほども言われたんですけど、県立山崎高校の森林環境科とか県立山の学校、それから県立の宍粟林業技術センターなどがあります。私は、これはもう高校生というんですか、その年代で重要なことであるし、今までもそこを卒業された人がこの中にも僕はおられるんじゃないかなと思うんですけど、例えば龍野実校の林業科、それはそちらのほうの実校の関係の人が卒業されて宍粟市の職員になられて、そこらに詳しい状況、今活躍されている。それはわかるんです。

しかしながら、宍粟市は高校を出てから上の教育機関がありません。現在大体約500人以上の子弟が市外の教育施設で学んでいると思います。その市内からの家庭からの仕送りの金額、学費や生活費には1年間大体250万円も仕送りされておると思うんですよ、市外にね。そのことによって年間ざっと計算したら15億円以上がかかっているんかなと、1年間に。そしてまた、小中学校への教育投資と合わせると莫大な金額が投資されているんです。これは、市内にじゃないんです。市外にですね。それで、中には確かに市外の大学や専門学校を出て宍粟市に帰っていただいて、それを生かした職業に就いて、また自分で個人的にも企業を起こしてやっている方もおられると思うんですけど、わずかだと思っんです、それはね。

だから、私は何が言いたいと言うたら、その大学誘致は学部というんですか、その森林に関係、また環境に関係する学部がどこにどれがあるかということは知り

ませんが、6年前のあれではある議員が岐阜県に1校だけあるということ調べておられます。兵庫県にはそれは1校もないんですよ。だから、本当に兵庫県に、大学誘致は無理かもしれませんが、専門学校を誘致していただいて、そしてそのことによって外にお金が出んように、それを出ん部分が宍粟市内に循環して、そして宍粟の雇用とか、経済活動が活発になると。また、例えば専門学校、わずか20人か30人かになったとしても、県外、市外からその人たちが来ることによって、宍粟市内で生活すると、また消費すると、そのことによって宍粟の活性化、こういう状況、今大変な状況が続いている中でそれが潤うんではないか、生かされるんではないかと。まして今環境産業に対して今こそやるべきでありますから、市長は今から先、大学誘致また専門学校の誘致に力を入れてもらいたいと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今おっしゃったこと、非常に理想でもありますし、そういうことも考えるわけですが、現実には非常に厳しいということは申し上げておきたいと思います。今、大学も子どもたちの数が減っておりますから、大学自身が生き残りをかけていろんな対策を講じておると。それから専門学校につきましてもしっかりあります。しかし、そうした可能性というものについては、今後においても追求をしてみたいというふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 6番、岡崎久和議員。

○6番（岡崎久和君） 市長も立命館大学に行かれたんですから、ほかの大学にもそういう関連のことがあったら、どんどん出向いていってもらって、本当に宍粟に大学なり専門学校、例えば環境と林業に関係するような特にそういう大学に、また専門学校に出向いていただいて、そして誘致をする熱意を示していただきたい。そのことによって、宍粟を担う人材育成のためにも絶対有効になると思います。そのことを言っておきます。

それから、自治基本条例と議会基本条例の制定の理想的な二元代表制の発展ということで、市長がお答えいただきました。私たちも御存じのように議会基本条例を制定して、本当に二元代表制にふさわしい議会ということでそれを目指しております。私は、いろんな個人の意見がありますが、鹿児島島の阿久根市ですか、また名古屋市ですか、ああいう方法は時代の流れかもしれませんが、二元代表制ということに関しては、僕は個人的には間違っているというのか、そやないんやないかという思いを持っています。だから、市長も先ほど言われたように、首長と議会が本

当に議論して、そして悪いところは指摘して、また議会基本条例の中には反問権も設けております。そういう中で、また議会と首長が折り合いをつけるという部分もやっぱり私は大事になるし、そのことに関してはみんな議員はそういうふうに思っております。だから、二元代表制のあり方というのが、本当に一番大事になってくると思います。いろんなところで議員定数を削減しようと言われてはいますが、私は今の宍粟の議員定数が20というのは、いいか悪いかということは言いませんけど、例えばある議会は議員定数をどんどん減らして行って、二つの委員会しか設けておりません。そんな中で本当に御用組合というような言い方を、よく世間では今から10年、20年前は言われました。それと同じようなことが私は起こらへんかと、その行政と議会の関係。本当に重要なことを議論せんとしてしゃんしゃんといくような、またそういうしゃんしゃんといくようなことをあるところの首長は願っておられるんじゃないかと私は思うんですけど、そやなしに、先ほども言いましたように、本当に二元代表制はやっぱり車の両輪だと言われてはいますから、それを本当に大事にして日本の地方議会を守っていかなあかんなをと思っておりますけど、再び市長の考えをお聞きします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 考え方は先ほど申し上げたとおりであります。今、他の市の話が出ました。名古屋市はちょっと別にしまして、阿久根市というのが、先般リコールがされました。阿久根市の具体的にその市の中のいろんな人間関係とか、いろんなことはちょっとわかりませんので評論はできませんけれども、やはり何か問題があったのかなど。しかしながら、専決専決というようなことでやられたことがああいう結果になった。しかし、半数はまた指示があるということで、ちょっと批評はできませんけれども、やっぱり法治国家ですから、法に基づいた運営というようなものがやっぱり大事ではないかなと、このように思います。

○議長（岡田初雄君） 6番、岡崎久和議員。

○6番（岡崎久和君） 私たちも今、市長が触れられましたように法治国家ですから、粛々とそういう対応をしていきたいと思っております。

次に、環境に優しいと表題にしましたが、具体的には、しらぎく会館としらぎく苑の間にエスカレーターをつけてもらいたい。これは以前、市長にも話をさせていただいたし、また、JAハリマの前の組合長、また現組合長にもそのお話もさせていただきました。私、還暦を迎えました。市長も、失礼というか、もうすぐ70を超えられると思います。あの階段を上がるんは本当に今だったら私らちょんちょ

んちよんと、この間ずっと数えてみたんです。やっぱり30の階段がありますね、大体。中でちょっと休むというんか、それが2カ所設けてあります。それを上がるんです。やっぱり、あそこの会館で葬儀をすると、告別式が終わると、次、火葬ですけど、やはり葬儀が終わってから火葬までやっぱり時間は短時間ですね。皆さんやっぱり元気な人はぱっと行ったり、親戚関係、濃いところはマイクロバスで上がったりしているんですけど、やはりそうでない人があそこの階段を利用されます。先ほど市長が言われましたあじさい苑とかいろんなことがあるとか、私も承知しておるんです。これは最初の質問でもさせていただいたように、JAのしらぎく会館としらぎく苑は公共の施設であると。その問題はあるんですけど、それは現実問題としてやはり一宮と波賀の人がほとんど使うんですけど、それからほかの人も来ますね。別に葬儀には宍粟市内の人だけやなしに、遠く離れた人も来られますし、そういう人に対してもものすごくそういう声が上がっているんですよ。だから、何とかそこいらのところを前向きに捉えていただいて、難しいことはわかります。私も例えば、あそこの建っている場所が杉田ですから、一宮町の。波賀、千種の過疎債には当てはまらないなということも確認させてもらいました。しかし、今181億円特例債が一応宍粟市はやれる、使える中で150億円ほど使っているということなんですけど、例えば、特例債を使って改修するとかね、そういうやっぱり市民全体が恩恵が受けられるものに対しては、それと人に優しい、本当に身体障がい者の方やとか、お年寄りの方があそこへ上がるのは大変なんですよ。そういうことで前向きに考えていただきたいと思うんですけど、最後に答弁をお願いします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） これも先ほど申し上げましたとおりであります。便利なことには違いないわけですが、しかしながら、行政の役割というのが火葬場で最後を送るというのが行政の役割であります。そこまでは葬式を出される家庭、あるいは式場でやるなら式場でやられて、火葬場までについては、そうした役割があるんじゃないかと私は思います。

そういう中で、あえてメンテナンスも入れて金額ちょっとわかりませんが、恐らく設置、メンテナンス入れますと5,000万円ぐらいかかるんじゃないかなと。そういうことが果たして妥当なのかなと。気持ちはわかりますけども、行政としてそういうことが正しいのかなと、片方では財政改革をやれと、片方ではということで、その辺は宍粟市の住民が財政はそのままにしていからそっちやれとおっしゃるなら、それはそれで別ですが、その辺は十分お互いに考えていかなければならない間

題ではないかということをお願いしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 6番、岡崎久和議員。

○6番（岡崎久和君） 私も財政が厳しいということはわかっています。9月の定例会でもそのために今から10年先には、要するに地方交付税が減額されてなくなると、一本算定になると。そのためには基金を積み立てたらどうかというような質問もさせていただきまして、また、過去においても公明党は、はっきり言いますと、国の国家公務員の特別手当が2割削減されたことによって、宍粟市もやっぱり地方公務員もすべきだということで提案させていただいて、そして年間、たしか聞いていますけど、2億1,000万円ぐらい削減できたということも聞いております。そんな中で厳しいということはわかるんです。しかしながら、市長、それやったら、私が今言いよることに対して、ほかに誰も言って来られませんでしたか。それをまずお聞きしたいと思います。要するに、つけてくれとかいうことはありませんでしたか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 私は、そういったことをやってくれということは聞いてはおりません。前に議員からはちょっとどうだろうなという話は聞きましたけども。

○議長（岡田初雄君） 6番、岡崎久和議員。

○6番（岡崎久和君） 私は、先導したわけでもないですけど、よくあそこに私も葬式に行くんですけど、しらぎく会館へね。また、好意にさせていただいている人に対してはしらぎく苑まで行って、最後のお見送りをするんですけど、同僚議員もわたしも聞いたんやという話がありました。実は、通告でこのあと同僚議員も同じような質問をされています。そういうことはそういう意見が強いんですよ。何も私らの思いつきでこの場で提案というんか、質問しよるわけでなしに、やはり市民の人の一応負託を受けて代表でやっていますから、その思いを受けて質問しております。だから、そら直接市長のそこへは行かないかもしれませんが、私は個人的にも行った。また、今日質問している。また、同僚議員も質問する。そういうことは重く受けとめていただきたいと思いますと思うんですけど、どうでしょう。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、二元代表制のお話が出たわけですが、先ほども申し上げましたように、いろんなことを想定して、いやそれでもということで議会が議決されれば、それはそれで考えなきゃなりませんけれども、しかし、行政の役割、葬家の役割、葬儀場の役割、そういったこともきちっと押さえてやっていかなければな

らないのではないかなとこのように思います。

○議長（岡田初雄君） 以上で、6番、岡崎久和議員の一般質問を終わります。

続いて、8番、福嶋 斉議員。

○8番（福嶋 斉君） 8番、福嶋でございます。議長の許しを得まして光風会を代表いたしまして、質問を行いたいと思います。

教育について全般といいますか、いろいろな観点から質問を行います。

先ほど岡崎議員からもお名前が出ていましたが、経済評論家の内橋克人さんに「自立した地方自治体のあり方」という演題で文化会館で講演をしていただきました。その中で、特に北欧、森と湖の国のフィンランドの話が多く出ました。フィンランドはかつて不況になったときに、いろいろと議論に議論を重ねた結果、教育こそが国を救うという信念で教育に力を入れました。そして、その結果学力世界一になり不況からも脱出をいたしました。我が森林王国宍粟市においても、子どもたちの未来を見据えた教育が必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

これ、本年4月の「確かな学力」という中で、中学生は88%の方が、小学生においては、小学4年生ですが、90%以上の方が、生まれたこの宍粟市が好きだという、これは大変いいことだと、全国平均よりも10%以上そういうふうなこと。それだけに我々はそこに責任を感じて、より教育というものに真剣に取り組んでいかなければならないと思います。そこで、本年4月の「確かな学力」の調査を実施した結果を踏まえて、より一層「確かな学力」に向けて教育長は何が必要だと思われませんか。

次に、子どもたちの想像力を養い、学びの楽しさを見つけることが、私は大事だと思います。そこで、低学年の基礎学力が大切だと思いますが、具体的にどのような工夫がなされていますか。

次に、学校によって指導方法に違いがあると思いますが、朝とか放課後の「学習タイム」にどのような取り組みをされていますか。また、今後の取り組みについても聞かせてください。

次に、これは一括交付金の問題なんで、まだどうなるかわかりませんが、2年間で1兆円というのがこれ全体的な額でございますが、国の。来年度は5,000億円ぐらいだというような話でございますが、もしそういった義務教育の一括交付金が来年度実現すれば、何を優先すべきだと思われませんか。

次に、これは全国的な話なんですけど、校長が親に対して顧客と呼ぶとか、あるいはそういった認識を持っているという指摘がありました。宍粟市ではいかがでしょ

うか。

家庭は生きる力の原点であり、学校は生きる力を育てる場所であると思います。もまれるまた場所でもあると思います。学校は親に対して言うべきことははっきりと、がつんとしっかりと言うべきだと思います。そこからいろいろな信頼関係というものが生まれてくると思います。いかがでしょうか。

また、いじめについても現状をお聞きしたいと思います。

次に、学びは自主的であり、勉強は押しつけであるという中で、これはある教育者たちの話の中でこういう話が出てきたんですが、そうした中で、教師が構想した学習の流れにとらわれ、児童の思いや考えが二の次になり、形だけの授業になっていませんかということです。宍粟市においてはいかがでしょうか。

全国的に、生徒指導ができない教師が多くいると言われていますが、宍粟市ではいかがでしょうか。また、新任教師に対してどのような指導を行っていますか。教師の研修についてもお聞かせいただきたいと思います。

次に、家庭、地域の協力が必要だと言われていますが、学校を含めた連携はうまくいっていますか。現在、行われている高齢者と小学生の交流会など、子どもたちの思考力を高めるために総合的な授業について、どのような取り組みをされていますか。

1 回目の質問は以上です。

○議長（岡田初雄君） 福嶋 齊議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） まず、子どもたちの未来を見据えた教育についてという大きなテーマでございますけれども、私は基本的には、人づくりは国づくりの原点だという、そういう思いを常に教育の中では持っております。まちの宝である、我々宍粟市の宝である子どもたちには、力強く将来を築いていくためのきちんとした知識、技能、いわゆる学力を身につけてほしいと考えております。また、心身ともに健康で強さと優しさを兼ね備えた豊かな心、そして、周囲の人たちと良好な関係が築けられる、いわゆる社会の中でともに生きていくそういう力、そういうものを備えながら豊かな幸せな人生を歩んでほしい、そういう子どもたちを育てたいというふうに考えております。

そういう中で、平成20年8月に、いわゆる宍粟の今後10年間の教育の方向性を示すという「しそ子ども生き生きプラン」というものを策定をしております。そのプランの中に沿う形でさまざまな施策を展開しておるところでございます。

ども、その中で今後どのようにして次世代の市民を育成していくか。あるいはまちの未来をどのような形で担っていくかということが非常に教育とあわせて重要な課題となっております。そういうような方向性をしっかり持ちながら、学校教育のあり方を考えていきたいと考えております。

次に、「確かな学力」に向けて、本年4月に実施をしたわけですがけれども、その「確かな学力」の定着に向けて何が必要であるかということでございますけれども、本年実施した状況調査を分析をする中で、指導上の重要な事項としていろいろ洗い出す中で、5点を重要な柱であると捉えております。

まず1点は、学校と家庭が連携をする中で基本的な生活習慣。学力もそうですが、基本的な生活習慣をどう確立していくかということが学力にとって非常に大きな要素だというふうに考えております。

それから、もう一つは、充実した学校生活を送るための生活指導、これも大事な要素である。例えばルールを守るとか、約束を守るとかいうそういう生活を送るための一つの基礎・基本でございます。

それから、三つ目の要素としましては、いわゆる地域行事を含めた体験活動、こういうところにできるだけ参加する中で、社会性あるいは体験的な学習を身につけるといふ、これも要素の一つであります。

それから、4点目としては、基本的にわかる授業という、子どもたちが楽しい授業といいますか、わかる授業の実現に向けた子どもたちが主体となった学習、あるいは発表活動等を取り入れた授業をつくっていくということ。

最後の5点目には、いわゆる自分自身が何か自信を持ったり、誇りを持ったり、そういう中で頑張ろうという、そういういわゆる自尊心を育てるといふ、この5点が「確かな学力」にとって非常に重要な柱であるというような分析をしております。こういうことを含めて、今後、学力の育成に向けた検討を重ねておるところでございます。

それから、次の低学年の基礎学力についてでございますけれども、特に低学年につきましては、基本的には学ぶための基本的な習慣というのが非常にこう大事な部分ではないかと思っております。例えば話をきちんと聞く。あるいは本を好きになるといいますか、本を読む習慣、あるいは繰り返し練習する習慣だとか、根気強く続ける習慣、私はそういうような力を習慣力というふうな言い方で校園長会等でもお願いをしておるところでございますけれども、そういう力を身につけるといふこととあわせて体験活動だとか、あるいは具体的なものを使いながら児童の興味・関

心、そういうものを引き出しながら授業をしていくということも重要なことだと考えておりますし、言語活動といいますか、自分の思いを自分の言葉で表現できるような、そういう授業づくりも大切ではないかなというふうに考えております。

次に、朝や放課後の「学習タイム」の取り組みでございますけれども、学校によってはいろいろ多少差異があるわけですがけれども、基本的には読書活動、あるいは国語だとか算数だとか、そういう基礎学力のアップを図るスキル学習といいますか、繰り返し練習ですけれども、そういうもの、中学校では国語だとか数学、英語を中心とした基礎・基本の定着を図る学習を取り組んでおりますけれども、これにつきましては、方法、内容等につきましては、多少学校によって差があるわけですがけれども、市内の全小中学校におきまして、このいわゆる「学習タイム」を取り組んでおるのが今の状況でございます。

今後、それぞれの学校の取り組みの結果を精査・検証しながら、あるいは他の学校との実践交流をしながら、それぞれの学校の課題解決に向けて指導方法、あるいは改善の工夫を図ってまいりたいと考えております。

それから、義務教育費の一括交付金が来年度実現すればどうかという、そういう御質問でございますけれども、基本的には国から地方への財政移譲といいますか、そういう部分があるわけですがけれども、宍粟市といたしまして、じゃあ何という部分でございますけれども、私は教育環境の整備ということで、一つは各学校の実態、ニーズに合わせた、より教育効果を上げることができるような教職員の人的配置というのが一つ必要かなという思うがしております。それから、「生き生きプラン」等でもお示しをしておりますけれども、地域総ぐるみの教育に向けたいわゆる学校支援ボランティアというような、いわゆる支援体制づくり、それから今現在進めておりますけれども、学校規模適正化等の進捗の中で、新たな学校づくりに向けた教育環境の整備、そのような分野で具体的な部分ではございませんけれども、実現すればというふうに考えております。

次に、校長が親に顧客と呼ぶというような、そういう認識についてどうかという御質問でございますけれども、教育においても児童生徒の教育環境や保護者や地域の要望・願いを的確に把握し、学校運営に生かしていく必要があるということについては、当然のことであると考えておりますけれども、同時に、会社と顧客というような関係と全く教育の中での保護者と学校との関係が同じであるというふうには考えておりません。義務教育というのは、教育の内容はあくまでも学校が主体となって推進していくものでありまして、それを実現するための方法や、あるいは手法

については地域や保護者の皆さん方の支援や理解を得ながら進めていくというのが、本来の姿であるというふうに考えております。

次に、保護者との信頼関係の構築についてでございますけれども、学校の目標は、子どもたちに「生きる力」をつけるというのが基本でございます。確かな学力、豊かな心、健やかな体というそういう要素でございますけれども、その大きな目標を達成をするためには、学校、保護者がともに力を合わせ教育活動をしていくということが非常に重要になってこようかと思っております。

そのためには、信頼関係というのが大事になってくるわけですが、学校は集団の中で子ども一人一人を見るわけでございます。保護者は家庭の中で自分の子どもの姿を見るわけですので、保護者と学校の関係はそれぞれの子どもの姿を大事にしながら、お互いに丁寧意見を聞きながら深い信頼関係の中で、学校としては毅然と指導しなければいけない部分につきましては、指導していくというそういう姿勢が必要かと思っております。

特に、よく言われておりますけれども、人を育てるということにおいて「他人の釜の飯を食わしなさい」というようなそういう表現があるわけですが、年齢が高くなっていくほど、いわゆる第三者の指導といいますか、そういう部分が非常に重要な教育の位置を占めるように考えております。子どもの成長のために何が重要なのか、何が大切なのかということの基本に据えながら、学校と家庭とが課題を共有しながら進めていきたいと考えております。

次に、いじめについての現状でございますけれども、平成22年度10月の現在ですけれども、現在1件の報告がございます。また、それに類するような事例等もあります。基本的にはこのいじめにつきましては、早期発見、それに対して迅速な対応、あるいは学校への支援体制等、今後とも関係機関、学校、家庭とも連携しながら進めていきたいと考えております。

それから、授業の方法が形だけの授業になっているのではないかと、そういう授業内容についてでございますけれども、これについても、基本的には教育というのはいわゆるきちんと教えなければならないものと、しっかり学ばせていくという、そういう教えることと学ばせることを峻別しながら子どもを指導していくというのが基本であると考えております。そういう中で、基礎的なこと、あるいは基本的な知識の技能とあわせて、学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力を含めた幅広い、底の深い学力を育てていくということがこれからは重要になるかと思っております。これを我々は「確かな学力」というような言い方をしておるわけですが、大学

や企業の人事担当者におきましても、今、子どもについての論理的思考や問題発見能力、あるいは行動力、実行力についていろいろ課題があるというような指摘があるということも聞いております。宍粟の学力状況調査においても、思考力、判断力、表現力、いわゆる応用力、発展力についてはまだまだ課題があると考えております。子どもたちに学ぶ意欲や判断力、表現力等につつまして、今後いろんな授業手法を工夫しながら取り組みを進めてまいりたいと思っております。あわせて子どもが主体的に学べるような場面を取り入れながら、各学校で子どもたち一人一人に応じて指導できる「わかる授業」「確かな学力」を育成できるように、今後とも努めてまいりたいと考えております。

それから、生徒指導ができない教師といえますか、生徒指導についてでございますけれども、生徒指導という言葉の中身を考えてみますと、基本的には問題行動があった場合にどう対処するかというふうにとられがちなのわけでございますけれども、本来の生徒指導というのは、一人一人の児童生徒の人格を尊重しながら、個々の個性の伸長を図り、社会的な資質といえますか、行動力を高めるよう指導、援助するというのが本来の姿かと思えます。そのためには、その事例が起きたときということではなくて、日ごろからあらゆる活動の中で人間的な触れ合い、心のきずなを深めていくという取り組みが重要かと考えております。

また、指導力についての部分があるわけですが、基本的には指導力は個々の先生によって経験やあるいは力量等については異なるのが現状でございますけれども、私はそれぞれの教師の力量を合わせながら、学校全体として、組織として、この生徒指導に対応していくということが重要であると考えております。今後ともこの実践的な指導力を高める研修にも取り組んでまいりたいと考えております。

それから、新任の先生に対する指導でございますけれども、基本的に県費職員でございますので、県の指導とそれから市でやっておる指導、研修というものがあるわけですが、年間25日程度いわゆる校外研修、あるいは年間90日程度いわゆる学校内での研修というのを先輩の先生を含めて指導を実施しておるところでございます。その中で、生徒指導に関する内容等についても研修の一つの項目に入っておるわけですが、学校で生じる生徒指導上の課題については、校長をはじめとする先輩の先生による組織的な指導を行っているわけですが、教師の研修については、基本的には宍粟市内では宍粟市の教育研修所において、教員研修の中で進めておるわけです。具体的には教科の中身、特別活動、道徳、先ほど申し上げました生徒指導も含めての研修となっております。管理職研修等についても進

めておるところでございます。それから、年間2回は宍粟市の先生が一堂に会して、いわゆる研修成果を発表する、あるいは講演を聞く、いわゆる教育研究大会も実施しておるところでございます。

それから、家庭、地域の協力と連携がうまくいっておるかという、そういう部分でございますけれども、個々についてはいろいろあるわけですが、基本的には家庭、地域と連携をしながら、宍粟市の教育が進んでおるという認識を持っております。先ほど、福嶋議員さんのお話の中にもありましたけれども、4月に実施しました「確かな学力」状況調査においても、宍粟市が好きかという、そういう質問に対しても非常に、中学生あるいは小学生とも全国的に見て高い数字を示しております。そういうことは、裏返しをすれば地域の皆さん方、あるいは家庭の皆さん方の中で子どもたちが育っておるといって、いわゆる地域総がかりの学校づくりというのが具現化されている一つの例ではないかと考えております。今後とも小中一貫、あるいは地域に開かれた学校づくり等を目指しながら取り組んでまいりたいと考えております。

それから、最後に、総合的な学習の時間の取り組みでございますけれども、基本的には、この総合的な学習というのは、子どもたちの興味・関心を大事にしながら問題解決的な学習、主体的な学習を進めていくというのが、この総合的な学習の時間のねらいでございます。同じ課題・関心を持った子どもたちが班あるいはグループになりながら、調べたり、研究したり、そういうものを発表するという、そういう中で表現する力、思考していく力、分析していく力というのが育てられておるように考えております。具体的には、学習のテーマとして、例えば地域のことを知ろうという地域学習だとか、国際理解学習だとか、環境、食育、ふるさと探検とか、いろんな課題の中で取り組んでおるのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 8番、福嶋 斉議員。

○8番（福嶋 斉君） 今の総合的な学習の時間というのが、これ2002年度に新設されていますが、その中のある小学校のこれ6年生で取り組んでいる総合学習の例をちょっと話したいと思っておりますけれども、高齢者と年6回の交流会を実施します。そして、その中でお年寄りがどんなときに笑顔になるかとか、あるいはゆっくりと大きな声で話したときとかとあって、そういうところから始まっていて、こういったことを年6回やっていく中で、各会の後にやっぱり振り返りの場というものを設けて、体験で得たそうした情報をいろいろと整理して、そして課題を見つけて、

また次回の計画を作成して、それを実行して再び振り返って、また繰り返してそういう作業をやっていくと。こういった中で自分の考えとか、あるいは実践力とかそういったものを育てるということが、これが一つのねらいなんです。

その中で、5回目に交流のあった後で、やっぱりお年寄りが楽しいかどうかという基準を一遍、その笑顔とかいうものにしてみようじゃないかという話し合いをして、ところがある男の子から、言葉というものは伝わったんだけど笑顔にならなかったというような話が出て、そこからやっぱりいろいろと子どもたちの広がりが出ていくというか、自分たちがそしたら笑顔で話しかけたとか、あるいは相づちを打ったとか、共感する言葉を言ったなどといって、そういったことがたくさん思いが出てくるわけですね。

そうした改善点が見えてきたところで、次6回目、最後の目標というものを定めて個人的にカードを記入してくれということで、そういうことをやると、子どもが一人も周りを見てきょろきょろする子がいなかったというね、すごいやっぱり真剣にカードにそういうことを記入していったという。

そういうそのあらわれとして、ここの学校では学力テスト、今年度の読解力とか判断力などを見る、その国語Bの無回答率は全国平均が4.2%であったものがわずかに0.7%であったとか、正答率は全国平均を7ポイント上回ったとか、やっぱりその中で学校全体で総合の授業に力を入れた結果、学力も上がっていくという、こういう結果が出ているんです。これ小学校の例なんですけど。

もう一つ、その京都に嵯峨中学校というのがあって、この中学校は嵯峨の嵐山のところなんですけれども、250人ほどのそういう総合的な学習の場の一つとして、2.5キロという長い間をかけて3時間もかけてパレードを、いろいろなものをつくり、自分たちの手づくりで、あるいは売ったりとか、いろいろ観光客に話しかけたりしてやっているんです。テーマというのは「嵯峨嵐山に人を呼ぼう」ということで、観光振興とかそういう環境的なことに1年かけて取り組むという。その中の成果としては、やっぱり校内暴力で荒れていた学校だったらしいんですけど、そこが地域の連携がうまくいって、その総合学習によって改善されたという。

また、もう一つは、学校でのそういった出来事みたいなことが、家庭でちゃんと話せる子が多くなったという、それが65%ぐらいというふうなことも新聞に書いてありました。

宍粟市においても、中学校で体験学習というか、トライやる・ウィークとかいうものを、これも10年以上前からやっていると思いますが、各企業とか商店とか郵

便局とかさまざまなところで受け入れていただいていますんですが、その後やっぱり、何でもその体験学習をする前とか、した後の話し合いとか、あるいはそれについての自分たちが未来を語るというか、そういったことが私は大事じゃないかなと思うんですが、そういうところに時間をかけるということが今やっておられるかどうかということを、ひとつトライやる・ウィークについての何かそういった成果があればお聞きしたいということです。お願いします。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） たくさん御意見を聞かせていただいたわけですが、例えばトライやる・ウィークにつきましても、1週間中学校2年生がそれぞれの職場で仕事の大切さ、あるいは社会の大人の中で生活していくとといいますか、仕事をしながらいろいろなことを学んでいく非常に成果のある事業でございます。

このトライやる・ウィークにつきましても、終わりましたら、まず、細かい部分につきましてもそれぞれの学校で違いがあるわけですが、事業所に1週間のお礼の手紙を書くとか、あるいは夏休み中に事業所に訪問をするとか、そういうようないわゆるフィードバック、それから1週間のそれぞれの体験場所で体験したものをいわゆるトライやる・ウィークの発表会というのをそれぞれの学校でやっております。その中で保護者、あるいは受け入れていただきました事業所の皆さん方、もちろん来年トライやるに行く1年生の子どもたちも含めて発表会を行います。そういう中で子どもたちがこういうような気づきをしたとか、こういう体験をしたとか、最初は非常に仕事というのは大変だったけれども、すごく一週間よかったというようないろいろな発表をするわけですが、それを受けて事業所の方、あるいは保護者の方がいろいろなコメントをいただくというような、そういうような形でいわゆる体験を体験だけで終わらずに、次に繋げていくという、そういう活動もやっております。

また、学校によりましては、トライやるデイというような形で1週間体験したものを、例えば夏休み自分が好きなときにデイですので、一日だけそのところへ行ってお手伝いをするみたいな、そういうような形でのさらなる繋がり等についてもやっております。

いずれにしても、いわゆる体験というのは、子どもたちにとって非常に大きな自己変革といいますか、新しい発見がたくさんある中で、非常にそういう意味では教育効果のある授業でありますし、総合的な学習もそういう意味ではいわゆる主体的に物事を考えたり、コミュニケーションを取ったり、あるいは自分で判断、行

動していくという、そういう力を育成する時間としては非常に重要なものであると考えております。

○議長（岡田初雄君） 8番、福嶋 斉議員。

○8番（福嶋 斉君） 先ほど質問した中で新任教師ですね、それに対する再質問なんですけども、これ2004年9月に自殺された女性教師なんですけど、24歳の方なんですけども、それについてやっぱり克明にいろいろつらいことが日記に書いてあったという、その中でいろいろと教育評論家の方たちの話の中に、やっぱりどう言うんか、新任教師の見習い期間がないという、やっぱりそういうことが指摘されていたんでね、やはり大学でとか、あるいは研修で何ぼかはやられていても、その大会社に行っても3カ月とか、あるいはその会社によっては半年とかいう見習い期間があって、そこで一生懸命上の人たちから教え込まれるという、こういうことがあるんですが、やはり教育者という、そのいきなり4月からそういった責任ある場所にほうり込まれるというか、そういう形をとって、そしてこの方は9月に自殺をされるという、その年の9月に自殺をされて、そしてそういうつらい日々の方が克明に記してあったというような、こういうことがないように何らかのそういった新任の方に対する指導というか、そういったものを強化していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 先ほどお答えの中で申し上げましたけれども、昔に比べて非常に新任研修といいますか、初任者研修につきましては、年間90日いわゆる校外研修につきましても25日ですので、ほぼ1カ月連続ではありませんけれども、研修をつくって、今御指摘いただいたようなことにつきましても、十分いろんなそれぞれの学校の現場の悩みを聞くというような、そういうところで取り組んでおりますし、それから新任の配置校につきましては、それぞれ新任を指導するいわゆる学年主任、あるいは教務クラスの先生が道徳、あるいは生徒指導、教科指導、学級づくり含めて、校内研修等で指導をしておるところでございます。

それから、今年実施しましたのが、新任、今年、中学校では経験者もあるんですけども5名、小学校でも4名の新任、初任者の採用があったわけなんですけれども、これらにつきまして、6月、ちょうど4、5、6ですので、2カ月間を経過した中で1度私と語り合おうじゃないかというような形で、今学校での取り組みだとか、宍粟市の教育についての感想だとか、あるいは今自分がどのようなことについて考えたり、やろうとしたり、あるいは悩んだりしておるのかというような、そうい

う宍粟市で新任として務めていただいた初任者の先生につきまして、交流といえますか、交流会議といえますか、懇談会みたいなものを持ちながら、心のケアも含めて研修をあわせて取り組んでおるのが現状でございます。

○議長（岡田初雄君） 8番、福嶋 斉議員。

○8番（福嶋 斉君） 学校と地域というもののかかわりの中で、全国的にこれらの今話題になっているというか、地域というものについて学校運営協議会というものを設置してね、こういったことを教育委員会が認めて指定するみたいなことがあちこちで行われつつあるということなんですけれども、こういうことについてはどういようなお考えでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 学校と地域、あるいは保護者を含めまして、非常にこう信頼関係というのは大事な部分がございます。この学校運営協議会につきましては、いわゆる法的にコミュニティスクールという中でこの学校運営協議会というのが設置義務という形になるわけです。現在、千種の中学校、あるいは3小学校につきまして、いわゆるコミュニティスクールという形で指定をしております、そういう中では学校運営協議会というような形で地域と学校とを連携しながら子どもたちを育てていこうという、そういう取り組みをしておるところでございます。

それから、その他の学校につきましては、いわゆる学校評議委員会というのがございまして、5名のそれぞれの保護者の代表、あるいは地域の、あるいは自治会の代表等の皆さん方で評議委員になっていただいております。そういう中で、学校運営に対して説明をしたり、あるいは地域、保護者の意見を聞きながら、学校経営に参画していただくというような、そういうような形でほかの学校につきましては、学校評議委員という形で学校と地域との連携に携わっていただいておりますというものが現状でございます。

それから、PTAにつきましても、昔はPTAという言い方をしたわけですが、いわゆるPTCAというコミュニティというのを挟みまして、いわゆるそういう中で地域の中で学校が、今、目指しておるものを理解していただいたり、あるいは学校のいろんな教育活動を支援していただいたりというような形で、例えば読書ボランティアというような形で小学校の低学年等につきましては、いわゆるボランティアの方が学校に来ていただいて、本の読み聞かせをしていただくというような、そういうような形で協力といえますか、かかわりを持ちながら進めておるというのが現状でございます。

○議長（岡田初雄君） 以上で、8番、福嶋 斉議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午後3時まで休憩いたします。

午後 2時48分休憩

午後 3時00分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

18番、岩路昭美議員。

○18番（岩路昭美君） 18番、岩路であります。

一年締めくくりの12月議会であります。この国政、県政におきましては、全くと言っていいほど明るいニュースがございません。来年の展望どころか、私たちの日常の生活は日々低迷、追い詰められていく現状にあります。そうした中でありますけれども、私たち宍粟市民にとって少しでも明るく元気の出る市政展開が図られることを念願し、通告の4点について田路市長の所見と御見解を承ってまいりたいと思います。

まず最初に、不祥事発覚以来、何年にもわたり行政不信の大きな一因となっておりましたし尿券不正問題につきまして、5人の市民委員会の調査報告書が市長のお手元に届けられ、その報告書を踏まえて市長の対応方針が公表をされました。私たちも全員協議会で説明を受けました。私は、市長が外部市民による独立委員会を設置され、全調査を全面委任されたことは、内部調査と称し問題がうやむやのうちに先送りされ、幕引きされるのではとの懸念を払拭できましたのは市長の英断のたまものと評価をいたします。

しかし、問題はこれからでありまして、市長の手の内にボールはあるわけでありまして、これが市民に向けどう投げ返されるかでございます。行政自身の管理責任の果たし方、棄損された公金の賠償対象者と金額の決定等々、厳しく苦しい決断はまさにこれからでありましょう。しかしながら、この不祥事のけじめのつけ方に対し注目する多くの市民の目は厳しいものがあります。さらに、肩身を狭くしながら、苦々しい思いを長い間抱き続けた大多数の善良な市職員のためにも、どうか市長は不退転の決意でもって信頼回復に臨んでいただきたい。職場の正義を再構築していただきたい。市長の決意のほどを重ねて求めるものであります。

次に、先ごろの調査報告書の提言では、今後の不祥事防止策の一つとしてコンプ

ライアンス条例の制定があります。市長もかねがねコンプライアンスの確立を主張されておりますが、全員協において外部委員会の設置を念頭に早期条例制定とされましたが、外部委員会に期待されるゆえんというのは何でありますか。

また、提言では一般職員に対する訓令の枠を超えて、市長をはじめ幹部職員の法令遵守規定や条例の逐条解説、Q & Aの作成のあり方など鋭い指摘が具体的に含まれています。この提言のこの部分についての市長の御見解をお尋ねをいたします。

3点目は、9月定例会に上程され、現在も産業建設常任委員会で継続審査中の第27号、28号議案、すなわち上下水道料金の値上げ案は、市長自らが撤回されるのが今後の市政推進上、最も好ましい決断であるとの立場から質問をいたします。

本日、既に小林議員の質問もありましたとおり、このような公共料金中の公共料金ともいふべき上下水道料金の唐突な値上げは、「住みよく住み続けたい宍粟」の表看板をしらけさせるのみならず、若者の定住否定、盛業の著しい競争力低下、所得減少下での住民生活の圧迫等々、当局の通り一遍の説明で到底住民理解を得られるものではありません。市長の英断をもって撤回し、行政、議会、住民が一体となり、本市の上下水道事業の中長期のあり方を改めて根本から仕切り直すことが最も重要であります。市長の賢明なる判断を期待いたしまして、見解を求めるものであります。

最後に、過疎自立計画策定プロセスについてであります。当契約策定の進め方は、少なくとも先般の市長答弁とは現行不一致であると受けとめております。すなわち、従来と異なり基本条例での理念での策定を言明されたはずであります。既にパブリックコメントの補修も終了した契約案に関して議会協議を今後どう進めていられるのか。特に中心部との格差の著しい北部の公共交通及び波賀千種間の空白地の早期解消対策はこの具体的な計画はどのように過疎自立計画の中に盛り込まれているのでありましょうか。

昨年になりますけれども、11月に市長に要望した関係議員連盟の私たちには、策定時の素案さえ示されずにパブリックコメントも締め切られ、こうした策定手法は市長答弁に甚だしく反するものと言わざるを得ません。市長の見解を求め、1回目の質問といたします。

○議長（岡田初雄君） 岩蔭昭美議員の一般質問に対して、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 岩蔭議員の質問にお答えをいたします。

し尿処理問題に関する今後の対応方針につきましては、去る11月19日の議員

協議会で述べさせていただいたところでございます。

今回のし尿処理問題に関する行政自身の責任の果たし方について、大きく二つの課題があるというふうに考えているところであります。

まず、あるべき収入金が歳入されていないことに関する補てんの方法であるだろうというふうに思っております。市民による検討委員会からの報告書では、民法による賠償責任として、その対象者が提言されておりますが、現在、刑事裁判が行われていること及び民法適用による請求が方法として適切かどうかなど、対象者と金額等について委員会からの提言をもとに現在検討をいたしているところであります。

次に、今回の事案がなぜ発生し、行政における管理監督が適切であったならば、長期にわたる市政の混乱は避けることができたのではないかというふうに思っていることから、管理責任については重いものがあるというふうに思っております。

なお、本件につきましては、行政の管理責任はもちろんのこと、多くの市民が現金で取り扱い代金を支払っていたことなど、さまざまな要因が重なって発生したものと思っておりますが、行政自身の管理責任については、公金の補てんを行うこととは別に、それぞれ懲戒処分の規定に照らした処分が必要であろうというふうに思っております。

その意味で、平成20年12月に関係職員の処分がなされておるところであります。さらなる追加処分は、新たな事実が確認されたときに限定がされるのではないかというふうに法令的に思っております。

いずれにいたしましても、市民の負託に応え、市民に信頼してもらえる行政活動を行うためには、透明性の確保が何より肝要であると考えておりますので、し尿処理問題における事件の全容や公金の補てん方法及び管理監督責任による懲戒処分の内容などを市民にお知らせし、自らを律することが行政責任を果たす基本であるというふうに思っております。

以上、本件に関しましては、行政が市民からの信頼を得るため、何としても早期に解決を図る必要があると考えておりますので、その課題解決に向けて不退転の決意で臨む所存でございます。

なおまた、損害額あるいはその請求の相手方など詳細につきましては、また議会にも十分説明をする必要があると考えておりますので、別途協議の場が設けられないかということも検討しているところであります。

次に、コンプライアンス条例の制定につきましては、自治基本条例の制定にあわせて早期制定に向け進めているところでありますが、その中で「公益通報制度」に

についても規定したいと考えており、現在制定をいたしております「宍粟市職員等の公益通報に関する要綱」の委員会は職員のみで構成されていますが、外部委員を設けることによって、組織的な違法行為等の場合の公益通報の受け入れ体制を整えるとともに、万一、今回のような不祥事があった場合は、内部調査だけでなく、当該委員会による調査等が実施できる体制が必要であるだろうというふうに考えております。

平成22年に制定しました「宍粟市職員の倫理の確保に関する規定」は、「コンプライアンス条例」を制定するまでの訓令として整備をしたものであり、特別職等については除外をいたしております。今後、コンプライアンス条例には、特別職等も包括するような内容にしたいというふうに考えております。

また、条例制定後につきましては、いかに条例を利用しやすいものにするかが大切でございます。そういう意味から、逐条解説等についても順次整備をしていきたいというふうに考えております。

次に、「上下水道料金改定案」の撤回についての御質問でございますが、これにつきましては、本日第1番目の質問でもお答えをいたしたところでございまして、これは値上げということではないわけで、実質的には値上げになりますけど、その基本的な考え方については、先に述べさせていただいたところでありますが、水道事業は公共の福祉の増進を目的に、安定供給を行うということでございますし、下水道事業は、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を目的とした市民生活に欠かせない事業でありますので、料金及び使用料見直しにおいては、宍粟市公共料金審議会に諮問をし、いろいろな角度から議論をいただき、答申を受け、9月に議会提案したもので、現在、産業建設常任委員会で継続審議をさせていただいているところであります。

この間、住民への周知を広報紙、あるいは行政懇談会、旧町ごとの自治会長会などでそれぞれ各町別に人件費、管理運営費及び元利償還金の推移などを説明する中で、受益者負担の公平性と適正な運営をするための見直しであることを説明し、理解を求めているところであります。

合併協議事項、財政計画による経営状況や公共料金等審議会答申の内容を尊重するなど、いろいろと検討した中での提案でございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

次に、過疎地域自立促進計画の策定プロセスに関する御質問ですが、過疎計画につきましては、現在、素案を作成し、パブリックコメントにより広く市民意見の募

集を行っているところであります。

この過疎計画につきましては、パブリックコメントの募集開始とともに所管の委員会に素案をお示しする中で、議決案件ではありますが、議会の意見を聞いているところであります。あわせて所管委員会のみならず全議員に対しましても素案を配付させていただいているところであります。

今後、各種計画等の策定に当たりましては、議決を要するもの、要しないもの、または審議会等の附属機関による素案の検討を行うもの等、計画に応じて策定プロセスは異なりますが、どの計画策定においても具体的にパブリックコメントによる市民意見の募集とあわせて計画素案を議会にお示しをする中で、意見交換の機会を確保していく所存であります。

また、公共交通に係る計画につきましては、現在、地域公共交通活性化協議会の中で総合連携計画の策定に向けて取り組んでいるところでありますが、今回の過疎計画の中で、市内北部地域への公共交通に係る計画につきましては、公共交通維持確保対策事業として生活バス路線運行費補助や地域生活交通運行事業として平成23年度以降の実証運行等も視野に入れた計画案となっているところであります。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩薮昭美議員。

○18番（岩薮昭美君） 一番最初にお尋ねをいたしましたし尿券の調査報告書に係る市長の考え方、決意についてはしかと承りました。確かに市民委員会とてスーパーマンではございません。いろいろと公表された調査報告書についての異論もあることは承知をいたしますけれども、いずれにしても長期にわたって決着をつけずに、意図的な問題の先送り、情報隠しやないかと住民に疑いを持たれたことは、行政ももちろんですけども、議会のほうにも責任があったということは反省しなきゃならんだろうと思います。

それだけに、事ここに至っては、今市長が申されましたように、調査委員会の調査、提言を踏まえた行政処分、賠償金の請求、これを断行するというしか道はないわけでございます。苦しいことは重々承知しておりますけれども、しかしながら、これは公のリーダーの立場として私情を越えて住民の行政不信の払拭、多くの職員の誇りの回復、この大きな目的のためにコンプライアンスの確立を強く求め、今回の当件の質問は終わります。答弁は特に求めません。

次に、このコンプライアンスの提言の中にありました件ですけども、これも今、市長の御答弁であらかたわかりました。確かにこの訓令という考え方では、市の幹

部、特に市長等のいわゆるコンプライアンスに対する義務、責任といったものが触れられておりません。昔から「魚は頭から腐る」とこう申しますけれども、今回の不祥事のやはり一番の問題点は、管理監督の立場にある人の責任とモラル、そして規律の緩み、職務に専念する責任感、こういったことが緩んだところにあると思いますので、どうかこの提言の指摘を生かしていただいて、立派なコンプライアンス条例、そして、もう1点は内部通報制度の問題の改正、これも使いやすい有効、有益なものでなければ意味ないわけです。私もこの場におきまして、前市長のときだったと思いますけれども、この地方制度がまさに見せかけだけの制度であって、実質的には使わせないための制度だという、こういう憎まれ口をたたいたんですけど、こういう声は現在まで通らなかったわけでございます。本当に職員の使いやすく、そして有益な条例とあわせて、この条例の逐条解説、マニュアル策定に本気に取り組んでいただきたいと思います。これは要望にとどめておきたいと思います。

問題は、3点目にお尋ねをした水道料金の値上げ改定の件でございますけれども、市長の答弁、そして水道部長の答弁は同僚の小林議員の質問に対して、るるお伺いをいたしました。

しかし、ここで考えていただきたいことは、市長に特にお願いしていることは、これを単なる財政問題とか、あるいは合併協議会の5年後を目途に調整するという1条をもって、いわゆる一般会計の繰上額を少なくするという目的のために、この問題は論じられてはならない。水は命の根源でありますし、水に恵まれたがゆえに本市のこの豊かな自然は守られてきた。現在も保たれている。その恵みを生かそうということを市の一番に掲げながら、その誇るべき揖保川、千種川の現流域に暮らす私たち宍粟市民が、良質で豊富な水を生かすことなく、住民生活が県下でも一番高い部類に入るような高い料金を支払うことでしか、水の恩恵にあずかれない、これで本当にいいのかと。宍粟市の一番根本的な問題として、これは単に財政問題、いわゆる一般会計をどうして少なく繰り入れを済ますか。そのためには住民負担が当然だというような、こういう技術的なレベルで物事を論じるべきではないんじゃないかと。そういう意味におきまして、昨今、保険料だとか公共料金広域負担というようなものが、もうこう値上げというものが数限りない。本当にこの地域に住む私たち一般市民にとりましては、この住民負担増ということをおこなうことができないわけなんですね。

しかしながら、一番公共料金の中でも命に係るこの水道料金というものは、市の税金の使い方の優先順位をどう考えるかということで、これは変更することができ

る。税金の使い方の問題なんです。ほかの公共料金、保険料なんかは、市がいくら頑張ってもこれは限度限界がある。しかし、少なくともこの豊かな水質を持ち、その水に恵まれようとする宍粟の住民である限り、市がこの水道、水をどう考えるかということによって、いわゆる住民負担、あるいは本当に住んでよかった、住み続けたい、こういうことが考えられる状況を私たちの手でつくり出すことが可能だと。しかし、それには行政の力だけでもなかなか大変でしょうし、議会も本気で調査、研究をしなければなりません。あわせて住民もその恩恵にあずかりながら、まさか水道を止めたりはようせんやろうということで料金を滞納するとか、あるいは本気でほかの市に比べて我々市民としてもっとやることがあるかもわからないということ、3者がもう一度しっかり仕切り直して、中長期の問題を市を挙げて取り組んでいく。これこそがこの恵まれた立地、豊かな水源、水質に恵まれながら、悲しいかな高い公共料金を払わざるを得ない環境を抜本的に見直していくいい機会だこのように思います。

そういう意味で、この点いろいろ上程された立場もありましょう。付託を受けた審議をしている常任委員会も厳しい、苦しいとは思いますが、もう一度、勝った負けた、あるいは可決だ否決だという単細胞的な考え方を捨てて、もう一度仕切り直していただきたい。これは市長の取り下げの英断が一番いいことだというように思いますので、あえてもう一度そのことをお願いと申しますか、お勧めをして再質問といたします。

それから、4点目の過疎自立のことですが、これ市長もう一度思い返してくださいよ。前回のこの過疎自立法が延長されたときに、私この問題に絡みまして市長と論議をしたことをよく覚えています。そのときに、平成22年から28年という6年間なんです、実質的にはもうその議論をしたときには、22年度はもう既にスタートしとったんですよね、実質追認する形で。でも、この過疎法が従来の過疎自立促進法と違う側面をいっぱい持っている。これをしっかり考え直していくのに、従来のような手法でおつくりになるのはいかななものかということをしらばせたら、市長は多分自治基本条例の制定ということが頭にあったと思いますし、私どもとしらばせしても、私も尋ねる側から議会基本条例ということも一応のポイントを頭に置きながらお尋ねをした。そのときに従来の手法と変わって、要するに事前審査が云々というような枠を超えて、いわゆる議会との協議というものを念頭に置いて答弁をいただいたと私は思っているんですね。

ところが、22年度が終わりになるような時期になって、新たに過疎計画を議決

をせないかんという、その点があったのかもわかりませんが、そういう協議というものは行われる心配がないということに対して私は申し上げているわけです。市長は、皆さん方全員に閲覧資料を、計画素案を配ったと。所管委員会にも説明をしたところおっしゃるけども、条例案としてはなるほどそうでしょう。しかし、過疎計画の中身というのが福祉から交通から医療からハードの面から教育に至るまで、全分野を含んだものなんですね。恐らく総務委員会の方にほいっと投げられたってこれ大変だと思いますよ、わずかの人員でこれを精査して審査するということは。ということは、考えとしては総務委員会で説明したらもうそれで条例として、はい、一丁上がりというのは従来方式なんですね。それはやっぱり違うんじゃないかということをおは申し上げている。長くなりよるとまた質問がぼけてしまいますので、今、申し上げた点について市長のお考えをまずもってお尋ねしたい。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 上水道、下水道につきまして、一般的に値上げ値上げといわれておりますが、今朝ほどの小林議員の御質問にもお答えをしたとこととでございます。

今、それぞれの負担金なり、あるいは使用料等をいただいているわけですが、これにつきましては、値上げとかそういうことでなしに、あるいは波賀とか千種については、償還がこれから始まるわけなんですね。それが入ってくると値上げしなくても必然的に高くなるわけですから。今朝ほども申し上げましたが、例えば簡水の場合は、山崎町の工事の部分も幾らか入ってまいりますから1.03倍ということになります。それから、一宮町は今のところ大きな修繕とかいったものはありませんから、ここしばらくすると0.78という数値になります。それから、波賀が2.7倍、千種は4.1倍、これは何も値上げをするということじゃなしに、これから償還金が入ってくるわけです。それにばらつきがある。これを今朝も申し上げましたが、単独で波賀は波賀、千種は千種でやりますと、今提案しているものよりはもっと高くなるだろうというふうに思います。そうでなしに、これから先もある一定の料金でもってやっていくことが望ましいんじゃないか。そういうことで公平性ということから提案をしているわけでありまして。まず、このことを理解をいただきたい。そうでなければ、補てんはするとしても、従来償還に対しては幾らかは払わなきゃいけないわけです。それはさておいて、今のままというんでは、それで果たしていいのかどうか。公平性ということから考えてもそれはおかしいんじゃないかと。こういうことの中でやっているところでございます。そういうことをまず御理解をいただき

たいと思いますし、今、議会に提案して委員会でもこの14、5日ぐらいにいろいろ協議をされるわけですが、また御意見もお聞かせをいただきたいというふうに思います。

過疎計画につきましては、担当のほうから。

○議長（岡田初雄君） 企画部長、伊藤次郎君。

○企画部長（伊藤次郎君） 過疎の基本計画の件でございます。

現在、パブリックコメントで11月10日から11月30日までパブリックコメントで意見募集をしておりました。今回、議案に提出させていただくということで、岩薮議員が御指摘のとおり先般の議会において、いわゆるソフト事業が過疎計画の中にも入ってきた。また、本来の過疎基本計画の中には、総花的ではなしに、いわゆる医療であったり、公共交通等々のその点に絞ったりというふうな、そこに過疎計画の本来の計画を出すべきだというふうな御提言もいただいたところでございます。

今回のパブリックコメントで募集させていただいておりました、また、議員さんにもそれぞれ同日に、11月10日に御配付をさせていただいておりました、このパブリックコメントの流れと議会の流れというふうなものの中に、やはりパブリックコメントで意見を言っていた分をもって修正をさせていただきながら、また政策会議にかけさせていただいて、その分をまた議会に提案させていただくというふうな中で議決をいただきたいというふうな、そういうふうな流れで今回考えさせていただきまして、このような流れの中になったわけでございます。

議員御存じのように、中身につきましては基本事項並びに産業の振興であったり、交通体系の整備、それから生活の環境の整備、それから高齢者等の保健及び福祉の向上の推進、医療の確保等々の計画を盛り込んでおります。そういった計画をこの17日に追加提案させていただきまして、何とぞ議決をいただきたい。そういう思いでございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩薮昭美議員。

○18番（岩薮昭美君） 市長の答弁漏れがありますんで、そういう償還金がどうだ、財政の穴があくのを一般会計でどうこうというようなお話をされましたけど、私はそういうことをお聞きしているわけじゃない。公共料金の中でも市長なり議会がなるほど揖保、千種の上流域にいる自分たちが自然に恵まれたということをお他ともに感じとれるように、税金の使い方は考えることができるんじゃないですかという

ことを言っている。だから、そういうその技術的なことで、いくらお話をいただいてもなかなか理解ができない。といいますのは、じゃあ他市に比べてほかの市は苦勞なく、じゃあ安い使用料金で水が飲めているんですか。なぜなんでしょう。一番の大きな原因は何なんですか。

そして、平均的に言えば、今度安いから料金使用料を上げるという簡水の千種、波賀が概ね兵庫県下の中では中位クラスの使用料金なんです。高い山崎はそのまま今回も手つかずなんです。むしろ、その高い料金でみんなやはりマイナスになっている。商売一つにしたって、個人の生活もそうでしょうけども、水が高いということほど競争力を失うことはない。生活がしにくいということの最たるものなんです。しかもこの公共料金は、市の税金の使い方を考え方を変えることによって、安く抑えることもできる、安くすることもできる唯一の公共料金なんですということを言っているわけです。こういう考え方をもう一度みんなで考えるためには、この際、この出されている27、28号議案を採決をするということじゃなくって、一番きれいなのは市長が、もう一遍一から考えようかと言っていただければ一番いいわけです。これは市民にとって一番いい。

また、宍粟市の大きな市政の基本をこれからどうやっていくかということを考える。基本条例がまさに成立しようという最後の詰めに入っています。こういう問題こそみんなで考え、みんなで力を合わそうと、これが自治基本条例の僕は市長が提案された真意だと思いますんで、どうかこの点をもう一度よくお考えいただきたい。

それから、伊藤さんのお話は、これは僕は前回の一般質問のときにこの場で聞いたから、まだ答弁を聞いてほこほこやから、私はあえて言っているんです。17日に今度提案しますから、そこでまたよろしく御審議くださいなんてね、そういう話じゃない。

だから、僕は伊藤さんじゃなくって、市長にお聞きしなきゃならなかったのは、ここにこういうペーパーがあります。これ全員に配られているんですね。ここにいろんな策定プロセスが書かれているんですが、その中でこれ何ですか、パブリックコメントを実施するそのときに、議会意見の聴取という部分があるんです。この段階では計画への議会意見の反映の機会ではなく、執行機関との真摯な意見の交換の機会とこう書いてあるんです。何もここで議決でくちばし入れようと私言っているんじゃないですよ。しかし、新しい形でこれから事業契約や長期にわたる事業に絡む財政問題なんかのときには、新たな考え方のもとに議会協議をしっかりとしましようにと、議論しましようにということなんです。意見の反映の機会じゃなかったら、こ

れ何のためにこんなことを。上程してイエスですかノーですかと、賛成討論、反対討論したら、そんなん議論深まらんじゃないですか。しかも常任委員会でって言われたけども、常任委員会、医療から道路から学校からあらゆるものを含めた問題が全部この契約の中にぼそんと入っとんでしょ。そりゃね、委員会の方々だってね、それこそ本当に迷惑ですよ。本気で相談かけるというか、本当に協議するというならよろしいけど、ばさっと来ていついつまでに、はい、上げてください。それは、従来の方式と全然変わらんじゃないですか。何のために市長が、僕はあえて部長にこんなこと言ったら悪いですけどね、あえて何で市長が基本条例をつくって市民の考え方、議会の考え方を変える最高の規範を持つ条例をつくろうかということで、今、市民の方の力も借りながら一生懸命皆さんおやりになっとんでしょ。しかし、全然それじゃあ意味がないじゃないですか。

それとね、この議案をつくるときに、特に市民局の現状（市民の動向、契約）を原案に反映させるところ書いてある。各部局意見の最終調整というところにですよ。市民局に、北部のことですよ特に。その問題に波賀なり、千種市民局にそういう問題をしっかり投げかけて、住民の関係者の意見を聞くということになっとる。じゃあ、まちづくり協議会にそこで協議された案が過疎自立計画の案にまとまったんですか、この本部の調整政策会議において、諮っているんですか。そういうものも上がっているとすれば、私ども北部の特に公共交通のいわゆる不便なところ、南部より不便なところの格差を上げるための過疎法なんですから、しかも、空白地帯のせっかくトンネルに向けて429号の国道が通ってるのに車も便がない。このことを去年の11月に関係する議員11人でしたか、が既にお願いと云うんか、申し入れをしているでしょう。今度、こういう契約をこの北部のこれでやるんだけど、それを反映させる関係者にはならないんですか、私どもは。それは、市長が言っておられることはあなた方が理解していないから、そういうことになるんじゃないですか。何ですか、このペーパー。

○議長（岡田初雄君） 企画部長、伊藤次郎君。

○企画部長（伊藤次郎君） 公共交通の部分につきましては、宍粟市の地域公共交通の総合連携会議というふうな法定会議の中で決定されると、審議決定というふうな形となっております。先ほど岩路議員が言われました過疎の部分と公共交通の方向性というふうな部分については、また違う法定会議の中で方向性を出していただくということになっております。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩路昭美議員。

○18番（岩薮昭美君） それはそれでいいんです。法定会議でやっていただいたらいいんです。しかし、今度の新たな過疎法のとくに、前回の議会でも結構議論したじゃないですか。特に、今度の自立過疎法の6年の中のソフト事業の中には、交通の空白地のね、取り扱いについては柔軟に、それだけ抜き出してでもやれることが可能だということを私が尋ねたら、可能であるのかなというような話をしたんじゃないですか。そりゃ総合計画法定会議の中で粛々とおやりになるのは当たり前のことですよ。しかし急ぐこともある。過疎法できてしまったら、今度どうするんですか。また見直しのときに、またすったかもんだかやらにやいかんじゃないですか。今までの過去の21年までの契約の中に上がっていたものでも、抜けているものもあるでしょう。それ抜いてもいいということや波賀町とか千種の市民局とかその関係者が、まちづくり協議会が抜いてもいいということや意見を上げたんですか。いかにもこのペーパーよくできているようになっていきますけどもね、むちゃくちゃですよ、こんなもの。だから、僕は市長の考えておられること、そういうものが何かずとんと下りていないんじゃないんですかということやを言っている。理解されていないんじゃないかと僕はそうしか思えない。まさか、市長はもうそれは書いとることや基本条例で言うことやそんなもん話は別や、行けなんて言われるはずがないじゃないですか。

まあ、これ以上言ってもしやあないですけども、議会との協議というのは議会意見の反映の機会やなくじゃなくて、機会にされるんですか、されないんですか。それとも公式的に議会には可決、否決もあるし、修正権もあるんやと。そこで、議会は絡んできたらええんやからごちゃごちゃ言うなということやだったら、従来どおりのことですよ。法律に今の条例に書いてあるとおりですわね。それで、現実問題は進むんですか、本当の話。僕はそこのこと言いたい。だから、これ以上伊藤さんに言うてもしやあないですけども、議会協議は上程されるまでに何らかの形で行われるんですか。いや所管の総務常任委員会で議会協議は終えるんだということや、どっちなんですか。その二つに一つしかないでしょう。

それと、僕は市長に最後に、市長のいわゆる御決断によってはね、唯一安く、品質のいい水を本当に宍粟市住民は共有できる仕組みづくりをやればやれるんだなということになるんで、その機会を是非とも市長は英断をもって市民にも議会にも皆さん方ももう一度仕切り直そうじゃないですか。それをもう一度市長のお考えを承りたい。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） そのパブリックコメントと議会への提案とといいますか、説明とといいますか、それどっちがいいのかというのは、またこれは議会と協議をしていただければいいのではないかなど。議会で協議したやつをパブリックコメントに出して、いろんな意見が出てきたときには最終的には議会の議決になりますから、ちょっとそこら辺の整合性がおかしくなるんじゃないかなど、その辺のことがありますので、その時期についてはまた、後刻議会との協議の中でそうしたお示しをする時期というものを考えるほうがいいのではないかなど、これはそう思っています。

ただ、早く議会に出しているいろいろ議会で練り上げてもらって、これで大体議決に持っていこうと。その後パブリックコメントをやったりしたら、これはまたおかしくなりますから、その辺との兼ね合いも含めて、そういう提出時期は協議をいただければいいと思います。

それから、今、料金の関係でございますが、これはどことも一般財源繰り入れをいたしております。今、宍粟市でも既にかんりの財源が入っているわけですから、全体で皆さんが満足されれば、もっと落とすことも可能ではあります。しかしながら、それをするためにもいま一度、いろいろ負担がばらついておりますから、一度公正な目でならしてということが必要ではないでしょうか。ばらつきの中にいろいろ財源投入にしても、これもまだばらつきが残るわけですから、やっぱり一回大変だけでも、ならしていただいて、その後でいろいろ協議をしたり、あるいは我々としてはそれ以前にも経営努力ということもしていかなければならないというふうに思っておりますが、そういう意味で、まだ委員会で審議中ですので、そういったことも含めていろいろ協議をしていただければと思います。

また、委員会に入っておらんのやからということではありますが、私の知る限りでは、その他の委員会にも出席を求めて発言ができるというようなこともあるだろうと思いますので、十分何とか協議をしていただきたいというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩路昭美議員。

○18番（岩路昭美君） じゃあ、何ですね、このペーパーはミスプリと理解していいですか。議会との真摯な意見の交換というのは常任委員会のことを言っているんですか。違うでしょう、それは。

○議長（岡田初雄君） 企画部長、伊藤次郎君。

○企画部長（伊藤次郎君） 各種の計画の策定のプロセスでございますけれども、パブリックコメントと議会意見の聴取というふうなその部分について、市長と協議いたしまして、また回答を返していきたいというふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩薮昭美議員。

○18番（岩薮昭美君） もうこれ以上言いません。言いませんけどね、僕は一番願わくば、やはり市の県との大変な労力を使ったり、知恵を絞りながら、自治基本条例もおつくりになる。あわせて議会も議会改革のあり方、住民との関係、行政との関係というものを明らかに文章化することによって、我々も意識を変えようと、いずれも新しい方向に向けて動いていかなきゃならんという、もう大事なときなんです。だから、それを時間的にどうだったこうだったというようなこともあったかもわかりませんが、この過疎自立計画については、もう一度しっかりと両市民局なり、そこの住民の方々、過去の自立計画の中からすっぽり抜けている問題、これは抜いていいんだという了解のもとにならないですけどもう、机上のプランなんかつくってほしくないということを、特に申し添えておきたいと思います。

終わります。

○議長（岡田初雄君） 以上で、18番、岩薮昭美議員の一般質問を終わります。

一般質問の途中でございますが、ここで暫時休憩をいたします。

午後4時5分まで休憩いたします。

午後 3時55分休憩

午後 4時 5分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

11番、大上正司議員。

○11番（大上正司君） 11番、大上でございます。通告に基づきまして一般質問を行わせていただきたいと思います。

12月の声を聞き、今年も残りわずかとなりました。いよいよ新年度の予算編成時期となり、各部局からの予算要求を取りまとめておられる時期ではないかなと思っております。そこで、私は今回、2011年度予算編成の骨子について、お尋ねいたしたいと思います。

国の事業仕分けや厳しい財政状況の中で、子育てや高齢者、健康福祉対策、農林業をはじめとした産業振興対策に雇用や景気対策、さらに教育環境や道路網の整備に防災など課題が山積していますが、2011年度の予算は何を優先にどのような考え方で、夢のまち実現に向けた取り組みを展開される予算となるのか。平成23年度の最重点施策について、市長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

質問の要旨を申し上げますと、「人と自然が輝き、みんなで創る、夢のまち」を宍粟市のまちづくりの将来像と掲げ、総合的かつ計画的な行政運営を図るための指針として、平成18年度から平成27年度までの10カ年のまちづくりを示した総合計画が作成されておりますが、合併後5年8カ月余りが経過し、総合計画に示されたまちづくりが順調に進められているかどうか。現在それを検証しながら、後期計画が策定中であります。2011年度の予算は、それらを反映しながら、田路市長のもと2回目となる予算編成がなされようとしており、いよいよ田路流の市政が本格的に展開されることとなります。

そこで、総合計画にあります「人と自然が輝き、みんなで創る、夢のまち」を目指し、市長は何を優先とし、何を目玉に、どんなかじ取りを行い、市民に夢と希望を与え、宍粟市が元気になる行政を展開したいとお考えなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

先日、総務文教常任委員会で、平成23年度の予算編成は災害を最優先としながら、地域力の向上に向けた取り組みに重点を置くとされ、5項目が示されましたが、もう少し具体的に考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

本年2月に、平成22年度から平成24年度までの3カ年の事業を示した総合計画の実施計画を策定し、具体的な事業が明らかにされておりますが、これは各年度の予算編成の指針ともなるもので、その策定に当たっては、ハード、ソフト事業ともに必要性・妥当性・緊急性、さらに財政健全化計画との整合性などを図りつつ、関係機関と十分協議・調整を行い、長期的な展望に立ち、策定されたものであります。国の事業仕分けや県の財政難などにより、中断や延期などを検討しなければならない事業も出ております。当然、見直しがなされることと思っておりますが、住民の目線に立ち、住民のニーズ等をしっかりとつかみ、事業の取捨選択を行いながら、夢のまち実現に向けた取り組みが展開されるわけですが、重要案件などは国県の補助が打ち切られても、市単独の事業として取り組まれるような強い姿勢はあるのかどうか、まずお尋ねしたいと思っております。

さらに、今、宍粟市のあらゆる分野で課題が山積し、景気が落ち込んでいる現状の中で、何を優先すべきか考えたとき、福祉や教育、道路網などの整備も大変重要でございますが、やはり、今は景気対策と人口増に繋がる施策の展開が最優先課題ではないかと私は思っております。

そのためには、まず、第1次産業であります農林業の再生に係る施策の展開により、団塊世代の帰農希望者などの受け入れ施策の検討や地場産業の育成とともに、

企業誘致を促進し、働く場所の拡大と雇用の促進を図り、U・J・Iターン者等により、定住人口を増やす施策の展開が最重要課題ではないかと私は思っております。

今年度、市長は宍粟市創造戦略会議を設置し、地域の停滞感や閉塞感を克服するため、市長を本部長に地域課題に向き合い、積極的な政策立案に取り組むとされております。是非、新年度の施政方針並びに予算編成は、景気と雇用対策並びに人口増に向けた政策の立案と施策の展開が図れる予算を最重点と考えていただきたいと思っております。そして、これらの推進を図ることにより、宍粟市の活性化を図っていただくことを提案いたしたいと思っております。総合計画にも、人口はまちの活力を支える基本と位置づけられております。

以上、2011年度の予算編成に向け、市長は何を優先とし、どんなかじ取りを行い、市民に夢と希望を与え、宍粟市が元気になる行政を展開したいとお考えか、災害復旧事業を優先し、地域力向上に果敢に挑戦するということが大変大切でございますが。もう少し具体的に、石にかじりついてでもこれだけはやって宍粟市を元気にしたいというような市長の強い思いはお持ちでないのか。お持ちでしたら、私の先ほどから提案していることも含めまして、お聞かせいただきたいと思っております。

以上で、最初の質問を終わらせていただきたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 大上正司議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 大上議員の質問にお答えをいたします。

平成23年度予算編成の骨子に関する質問でございますが、地方分権、地域主権と言いながらも、交付税や補助金などの依存財源に頼らざるを得ない宍粟市にとって、国県の補助金の打ち切り等は政策的に少なからず影響があるものと考えております。特に、先般の県によります農免農道のトンネルの入札執行中止は極めて遺憾であり、強く要望活動を展開しているところであります。

この事業を含め、市としまして財源は非常に厳しいものがありますが、課題に対してその必要性を精査をする中で、やらなければならない事業については、たとえ単独となっても実施可能な方法を検討しながら、実現に向けて努力していかねばならないというふうに考えております。

また、景気対策、人口増への施策展開を最優先課題ということではありますが、私自身も当然、そのことが大事であるというふうに考えております。しかし、この課題は、社会情勢や経済情勢に大きく左右される課題であり、非常に困難な課題であるとの認識であり、市は市として地道な取り組みを進めなければならないことから、

木材需要の拡大を目指し、宍粟材を利用した家づくりへの支援に、一部商工会が発行しようとしている商品券の活用を検討するなど、平成23年度予算において可能な限りその姿勢がお見せできるよう、取り組みたいと考えております。また、若者の定着が特に望まれることから、産業立地の取り組みにおいても誘導できるよう推進をしていきたいと考えているところであります。

次に、何を優先し市政運営のかじ取りを行い元気になる行政を展開したいのかということについてであります。経済が疲弊し、行政としても、また市民の皆さんの生活も厳しさが増す中、宍粟市のまちづくりは一步も後退してはならないという考えを持っておりまして、そのための地盤づくりを改めて行う必要があるであろうというふうに考えております。

そうした視点で、平成23年度の予算編成方針では、五つの重点施策を掲げておりますが、特に「地域力向上」、「行政と地域の協働」、「地域資源の活用」、「地域の魅力を創造・発信」と4項目にわたって地域を強く意識した内容となっております。職員の説明会におきましても、その意図するところを要求したところであります。具体的な施策は、今後の予算編成の中で具現化を行いますが、概要としては、市民や職員の提案を反映した地域活力の活性化、いわゆる頑張る地域のまちづくり支援や災害を教訓とした自助・共助の支援、持続可能な環境型社会の形成、学校教育、社会教育を中心とした人づくりの着実な推進等に重点を置き進めたいと考えております。

目指す方向としては、市民一人一人が力を合わせて、汗をかき、工夫をし、ある意味、地域が競い合って地域づくりに取り組む風土づくりが大切であり、それに繋がる支援を継続して実施していきたいと考えております。また、資源豊富な宍粟市にあって、市民が「ふるさと宍粟」を誇れる取り組みとしてさまざまな資源発掘、活用策を講じていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、まだ学校適正化等、あるいは幼保一元化等、そういったプロジェクトがあるわけですが、大型プロジェクトは概ね完了をしたというふうに考えており、必要な社会資本整備等は継続いたしますが、地域づくりは人づくりであるという理念で、今後、長期的視野に立ち市民自らが考え、つくる地域風土に誘導していきたいと考えております。

言いかえれば、これまでのように行政が指導するまちづくりではなく、市民と行政が協働し知恵を出し合えるまちづくりに転換し、推進していきたい、このように考えているところであります。

今、平成23年度予算につきましては、編成中でございますので、具体的にはできませんが、まとまりつつあるものがあるとするならば、担当部からお答えをいたします。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 基本的には、市長が今、申されましたように予算編成方針、御説明を申し上げました5項目でやっております。

それで、説明会でも10月の20日の日に、市長自ら出ていただきまして、最初から最後まで職員に対してあきらめないで自分の工夫で熱い決意をもって要求してくれというふうなことも実際申されております。

その中で、現在の状況でございますが、粗集計でございます。地方交付税におきましても、1.5兆円の特別加算を廃止するというような方針も出る非常に不透明な中でございますが、現在、集計をいたします状況では、約13億円の一般財源の不足というふうになっております。

具体的には、起債の発行については抑えていきたい。これについては、当然でございますが、まず残高、将来の負担比率、これを抑えるという大きな基本を持っております。したがって、交付税算入のない起債発行については発行をしないと、これ強い決意で臨むということにしております。

それと、これまで歳入に見合う、いわゆる身の丈を超えたような予算編成もございまして、その場合には財政調整基金を取り崩すということもやっておりましたが、今年度のおきましては、少なくとも見込める歳入の範囲内で編成し、当初予算で財政調整基金の取り崩しはしないというような強い方向を持っております。

また、経常収支率、これも将来非常に弾力性を持った財政運営をする上では、必要な指標でございますので、現在95.5%を、目標値を具体的に定めまして94%以内に抑えるという具体的な指標で取り組んでおります。なお、内容につきましては、市長からございましたように、今からそういった内容を検証してもちろん市長のトップダウンの施策もございしますが、基本的には各部署の熱い思いを予算説明をいただきまして、その中で反映をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 11番、大上正司議員。

○11番（大上正司君） 再質問させていただきます。

ただいま、市長なり総務部長から詳しく答弁いただきました。私が最初に質問いたしましたのは、何を優先にどんなかじ取りをされるんかということと、次にしま

したのが、重要な案件なら市の単独事業でも取り組まれる強い姿勢を持っておられるのかどうかと。さらに、私は景気対策と人口増に繋がる施策が最優先ではないかなという大きく三つのようなことで質問させていただきまして、答弁いただいたんですが、特に個々に再質問させていただきますと、時間が足らなくなったりしたら困りますので、全体的に言いますと、私が期待しておりました以上に市長から強いメッセージをいただきまして喜んでおります。

特に、2番目に質問いたしました市民が熱望されている重要案件なら単独の事業でも取り組んでいただけるんかどうかと、そういう強い姿勢を持っておられるかどうかにつきましては、市単独の事業でも取り組むような強い姿勢を持っておるといふ積極的な力強い御答弁をいただきまして喜んでおります。

しかし、私が提案しました人口増に繋がる政策につきましては、当然、そういったことも市長も考えていただいているようでございますけども、社会情勢やとかいろんなことでなかなか困難な問題もあるというような御答弁いただきまして、それはそうかなと思ったりしてはおります。

この個々の再質問はさておきまして、全体的に質問をさせていただきたいと思うんですが、総合計画に先ほどから申しておりますように、いろいろ書かれておまして、宍粟市の人口は昭和25年に約6万人あった。現在では約4万3,000人となり、このまま推移すれば10年後には3万7,400人余りになってしまうと予想されまして、人口はまちの活力を支える基本となるものであるというふうなことが明記されておまして、宍粟市に住んでよかった、住み続けたいと言っていただけのようなまちづくりを進めるために、10年後には平成27年ですが、人口4万人に設定すると。そういうようなことが目標に掲げられておりますが、今、さてどういふことで人口が推移しとんかなということを思っておりますが、ここらあたり少しまた教えていただきたいなと思います。

今、そして、宍粟市の北部の地域で集落の存続を危ぶむような声があります。また集落だけでなく、自治会の存続でさえ心配されている声も聞かせていただきます。

私たちの親は戦後の厳しい時代に少しの田んぼを耕作しながら、農業や林業に従事して生計を立てまして、4人、5人の子どもを育てながら、しっかりと田や山林等を守って地域の者が手を取り合い、助け合って人情味豊かなまちをつくるために頑張ってくれました。今、農林業だけで生計を立てることはなかなか難しいことかなと思います。また、そういった関係で仕事もきつく、若者は農林業離れをして都市部へと流出し、人口が減少しているんじゃないかなと思っております。このま

ま推移しますと、耕作放棄や森林の荒廃はさらに深刻になりまして、本当に集落が消滅するようなどころも出てくるのではないかと心配しております。

このような中で、企業誘致による雇用の促進や少子化対策による人口増を目指そうと、いろいろと行政も検討はしていただいとるんじゃないかなと思いますが、なかなか進んでいないのが現状ではないかと思えます。

私は、宍粟市が持つ特性を生かして、集落が持つ価値観を見直し、そして、掘り起こす努力をすることにより、人口増を図り、地域の活性化を図ることが一番大切なことではないかなと思ったりしております。宍粟市が持つ特性を生かすということ、すなわち、農林業の再生、活性化にもっともっと力を入れ、農林業により働く場所の拡大を図るとともに、宍粟市から外を見た企業誘致ばかりでなく、外から宍粟市を見た宍粟市の特色や魅力を感じていただき、企業に宍粟市に来ていただく、そういったことの努力をする発想の転換が必要ではないかなと。そして、人口増を図る施策の展開が大切だと思っております。幸いにして、県産木材供給センターが完成し、年間12万立米の木材が必要ということで、山が動くことになり、林業には少し活性化が取り戻せるかなと期待するものでございますが、さらに、この施設を生かした関連企業の誘致などが進められればもっといいなと、ひとりで思ったりしております。

今、少子化が進み、幼保一元化や複式学級や学校の統廃合問題などが盛んに議論されておりますが、これらに対応するためにも人口増の施策を本気で考えなければならぬ時期が来とるんじゃないかなと思えます。そのためには、繰り返しとなりますが、宍粟市が持つ特性を生かし、集落が持つ価値観を見直し、掘り起こす努力などによりまして、集落に活性化をもたらし、定住人口を増やすことが必要ではないかと思えますが、いま一度こういったことにつきまして、市長はどのようにお考えなのか再度お尋ねしたいと思えます。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、企業誘致ということだけでなしに、中をもっともう少し見つめようというお話でございますが、これは私も賛成でございますし、事実今、大学等との協定の中で、千町はもう既にニュース等で御存じだろうと思えますし、倉床につきましてもそうしたことで、これは福祉を重点にしながら、せんだって野菜を持って大学のほうに行かれたりして、非常に好評であったということをお聞きしておりますが、今、小茅野に入らせていただいている大学がございまして、そういった中で何とかこうしたことも進めていくべきではないかなというふうに考えておりま

す。そういう中で、千町では来年度、今年の予算で来年になると思うんですが、こちらへ来られたときに、何とかこの宿泊をしてというような場所が欲しいということで、今、県とも打ち合わせをしながら、たしかまだ決定はしてありませんが、公民館を一部改造するとか、あるいはちょっと伸ばすとかしながら、そうした場所もつくって交流を広げていきたいということで取り組んでいるところでございますし、そういうことの中で、限界集落と言われながらも大きな交流ができてくれば、そしてまた、そのうちに千町、倉床に限りませんが、どこかでまた定住人口が1人でも増えればという願いを持ったりしているところでございます。

それからまた、今、国の経済対策等もまだ続いてありますので、何とかこの災害ということも念頭に置きながら、これはある一定の期間になるわけなんですけど、人家裏山の調査等を該当しないかということで、今、担当課のほうでそうした調整なり、あるいはまた、そのほかの雇用についてもいろいろ検討している最中でございます。

それから、今、木材センターの話が出たわけですが、これにつきましては、何とかうまく運営ができるようにしていくことによって、木材関係の、ここだけでなしに、ほかの事業体にも雇用の影響が出てくるようにという期待も込めておるところでございますし、また、もう一方は、木材市場を中心とした前の施設もでございます。そういうことで、この二つがうまく稼働してくれれば、宍粟市に来ればすべていろんな材料が整うんだというようなことに何とか持っていきたいというふうに考えております。そういうことの中でまた、少しでも雇用が図れないかなど、こんなことも思っておりますので、またいろいろ御意見なり、あるいはまたニュース等ございましたらお願いをいたしたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 11番、大上正司議員。

○11番（大上正司君） 再度、質問をさせていただきたいと思っております。

ただいま、市長からいろいろ御答弁いただきまして、おおよそ市長の考え方は理解させていただきましたが、私の提案いたしました人口増についても一定の評価というのか、私も賛成やというようなことを聞かせていただきまして、何とかそういった人口増に繋がる施策を新年度予算に反映していただきたいなと思っております。

最後に、私の思いを市長に提言し、終わりたいなと思うんですが、ちょっと嫌みを言うようなことになるかもわかりませんが、市長は常々住民目線のまちづくりとか、市民と協働によるまちづくり、またさらには、市民・地域主体のまちづくりなどということをよく言われて、そういったことに取り組んできておられますが、そ

してまた、今年度、パブリックコメント事業やとか、あるいは市政モニター制度事業などを導入されたりしておりますが、私が思いますのに、これらは市政を運営するための一つの手法であって、宍粟市を元気にする具体的な政策ではないんじゃないかなと、私の思いが間違っているかもわかりませんが、そういうふうな捉え方をしております。

市長は、一昨年、選挙で前市長との政策の違いを強く訴えられ、市民の審判を受け見事当選されました。今、市民が宍粟市の活性化のため何を望んでおられるか。何が一番必要か。そういった市民の声を聞くことも大変重要なことでありますし、必要でもあるかと私は思います。がしかし、それだけではなしに、市長自身ももっと具体的な政策を示されまして、それに対して市民の意見を聞かれるということが必要ではないかなと私は思っております。名前を出すのもどうかと思いますが、大阪府知事や名古屋の市長さんがよく最近話題となってテレビに出ておられますが、あのようなことがいいとか悪いとかは別といたしまして、トップの考え方をきちっと示してリーダーシップを発揮されることが住民の信託を得られることになるんじゃないかなと思ったりしております。

失礼な言い方になりますが、私には今は、先ほど申しましたように、行政運営の手法ばかりの検討が見えてきまして、宍粟市を活性化させるための具体的な政策は見えてきません。こういう厳しい時代だからこそ、原点に戻っていま一度、一番にやらなければならないことは何かしっかり見つめ直していただき、その課題に具体的な政策で果敢に挑戦し、克服することが必要ではないかなと、私自身常々そう思っております。挑戦していただかなければ克服はできません。どうか宍粟市を将来にわたって活性化させるためには、今何が一番必要か、何をしなければならないかということをしっかり見つめ直していただき、それを戦略的に行っていくために、市長が強いメッセージを発し、強いリーダーシップを発揮していただきたいと思っております。

そして、平成22年度、平成23年度の施政方針並びに予算に農地や山林を守りながら、宍粟市が持つこれらの特性を生かし、人口増と企業誘致に繋がる具体的な施策が反映されることを期待して、いま一度、人口増に繋がる政策は最重要課題で急務であるということを強く訴えまして、再質問を終わらせていただきたいと思います。

以上でございます。

答弁いただけましたら、強い決意を。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今おっしゃったことはもっともでございますし、そのためには地ならしも必要であります。そういうことで、今、協働でありますとか参画とか地域力とか、そういった言葉を使いながら、そうしたことを今、宍粟市内に意識づけをしているところでもあります。そうしないと、ただ単にぼんぼんと打ち上げてではなかなか進みません。そういったことで、今、地ならしをしているところだというふうに御理解をいただけたらと思います。

それから、人口増について、少子化対策とかいろいろあるわけですが、これは世界的な統計を見ましても、お母さんが働きやすい地域ということが非常に大事になってまいります。そういったことでこれからもそうした対策を続けますと同時に、やっぱり、どんな仕事であっても仕事があるということも大きな課題でございます。そういったことで、先ほど申し上げましたようなソフト面、あるいはハード面両方駆使しながら、頑張ってやっていきたいというふうに思っております。

○議長（岡田初雄君） 11番、大上正司議員。

○11番（大上正司君） 以上で終わります。

○議長（岡田初雄君） 以上で、11番、大上正司議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

次の本会議は、12月8日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで延会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 4時40分 延会）